

令和6年3月26日

館山市地域防災計画

【第2編 地震・津波編】
（第1章・第2章）

令和6年3月
館山市防災会議

【目次】

第2編 地震・津波編

第1章 総則.....	地1- 1
第1節 地震・津波対策の基本的視点.....	地1- 1
第2節 地震・津波被害想定.....	地1- 3
第2章 災害予防計画.....	地2- 1
第1節 防災意識の向上.....	地2- 1
第2節 津波災害予防計画.....	地2- 5
第3節 火災等予防対策.....	地2-13
第4節 消防計画.....	地2-17
第5節 建築物の耐震化等の推進.....	地2-22
第6節 液状化災害予防対策.....	地2-27
第7節 土砂災害予防対策.....	地2-30
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備.....	地2-32
第9節 情報連絡体制の整備.....	地2-41
第10節 備蓄・物流計画.....	地2-44
第11節 防災施設の整備.....	地2-47
第12節 帰宅困難者等対策.....	地2-51
第13節 防災体制の整備.....	地2-54

第2編 地震・津波編

第1章 総則

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

1 減災や多重防御の視点到重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策では限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、海岸保全施設の機能を越えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点到重点を置き、市民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、市民の「自助」、市民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や防波堤や土手、保安林等と組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設等にも大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地では広範囲に液状化現象が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道等のライフライン、学校、農業用施設等に被害があった。

県では、この地震による課題の把握や検証を行っており、検証結果等を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、「東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであった」と報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 地震・津波被害想定

本節では、「平成 19 年度及び平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査」や国の報告書等をもとに、館山市における地震被害想定を整理する。

1 想定地震

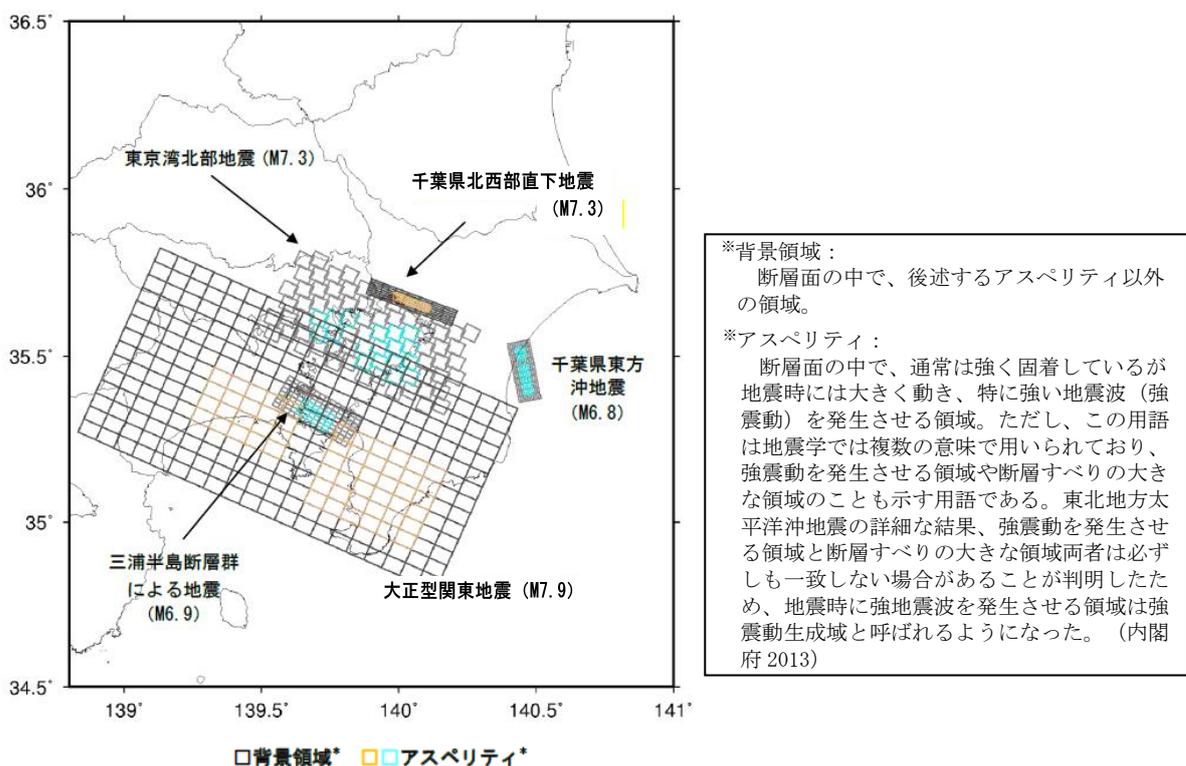
(1) 近い将来に発生のおそれがあり、千葉県に大きな影響のある地震

県では、近い将来（今後 100 年程度以内）に、本県に大きな影響があると考えられ、かつ南関東地域の地震の発生頻度を考慮して地震動及び被害予測を行っており、主な想定地震の概要は次のとおりである。

想定地震の概要

No.	想定地震名	マグニチュード	地震のタイプ	30年以内発生確率	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	プレート内	70%	平成 26・27年度
2	大正型関東地震	7.9	プレート境界	0～2%	平成 26・27年度
3	東京湾北部地震	7.3	プレート境界	低い	平成 19年度
4	千葉県東方沖地震	6.8	プレート内	—	
5	三浦半島断層群	6.9	活断層	0～3%	

想定地震震源域位置図

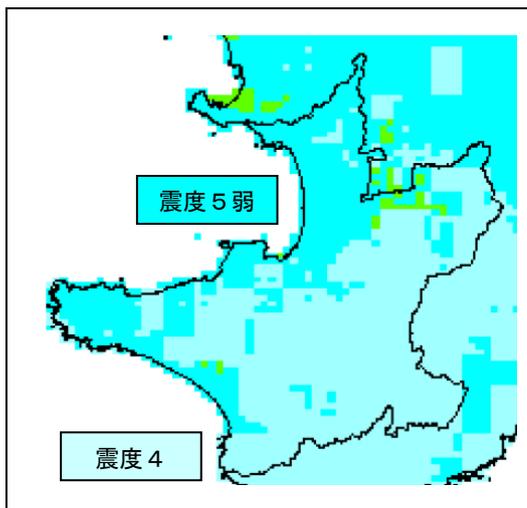


ア 地震動

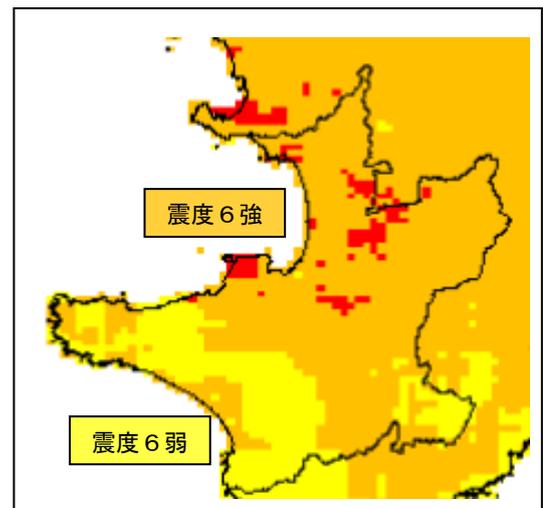
前頁の5つの地震の地震動の予測は、次図に示すとおりであり、最も震度が大きくなる地震は「大正型関東地震」で、市南部で震度6弱程度、それ以外の市域の大半では震度6強程度となり、さらに一部地域では震度7程度になることが想定されている。

また、「大正型関東地震」以外の4つの地震の震度については、震度4～震度5強程度になることがそれぞれ想定されている。

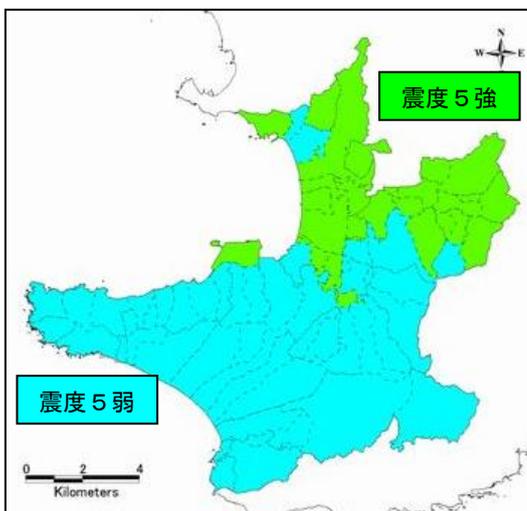
5つの地震別の想定震度分布図



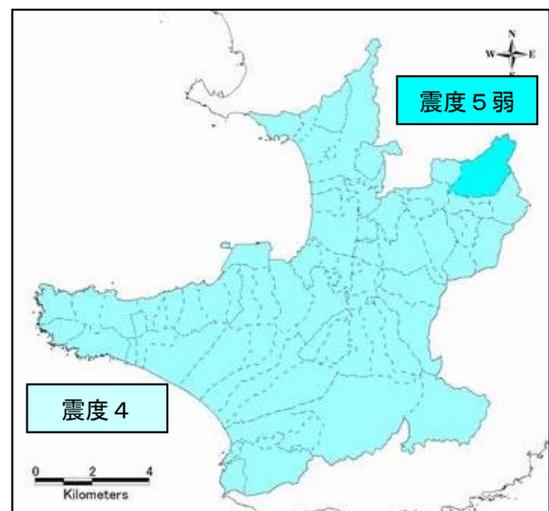
千葉県北西部直下地震 (M7.3)



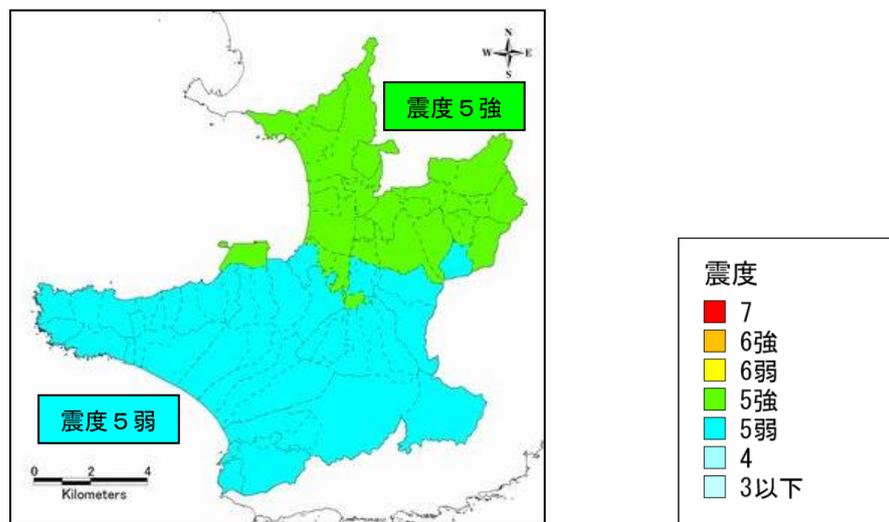
大正型関東地震 (M7.9)



東京湾北部地震 (M7.3)



千葉県東方沖地震 (M6.8)



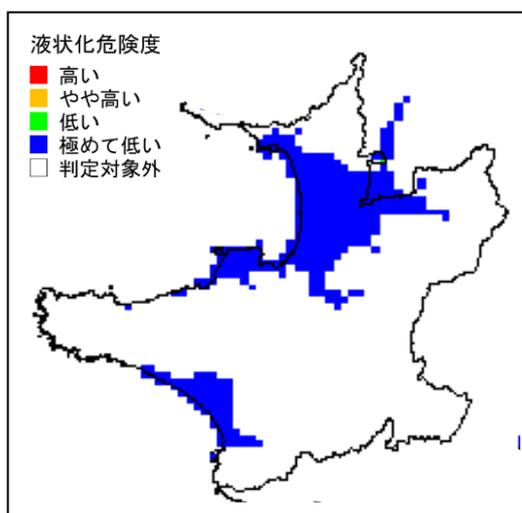
三浦半島断層群による地震 (M6.9)

イ 液状化危険度

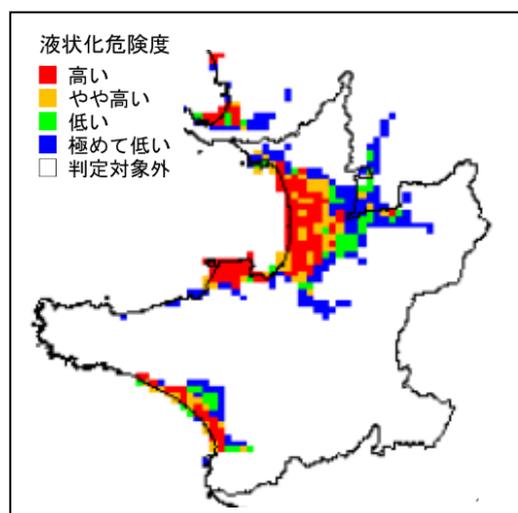
5つの地震の液状化危険度の予測は、次図に示すとおりであり、「大正型関東地震」を除き、液状化危険度は全般に低い傾向にある。

「大正型関東地震」については、市南部の沿岸部と館山湾岸の一部に液状化危険度が高い地域がみられる。

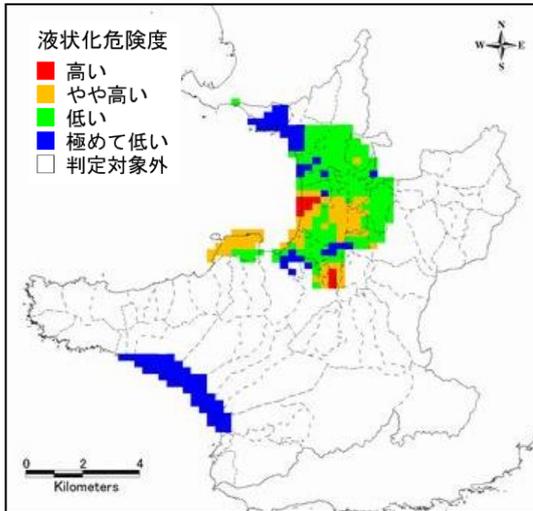
5つの想定地震別の液状化危険度状況図



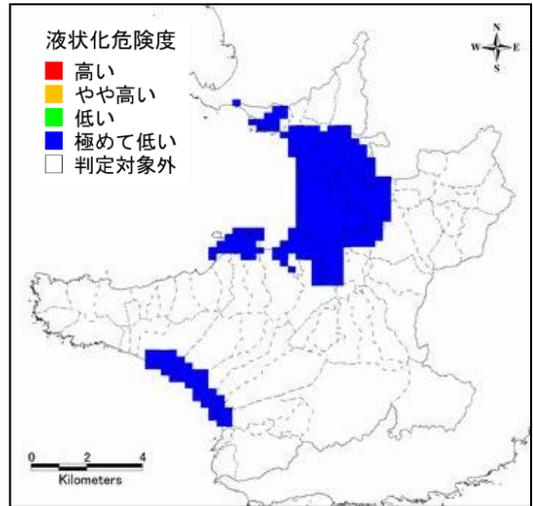
千葉県北西部直下地震



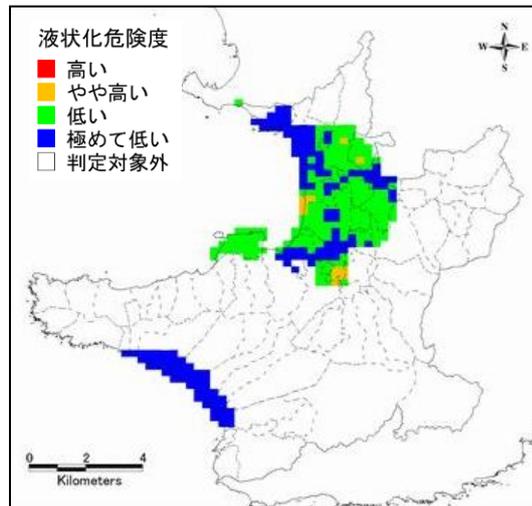
大正型関東地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

ウ 被害の概要

前記の5つの想定地震のうち、「大正型関東地震」を除く想定地震については、建物被害、人的被害等の予測を行っている。（「大正型関東地震」は、地震動の想定のみ。）

これをみると、本市では、「千葉県北西部直下地震」及び「千葉県東方沖地震」による被害は軽微であり、「東京湾北部地震」及び「三浦半島断層群地震」による被害が比較のみられるため、この両地震を中心に整理する。

なお、「大正型関東地震」を除く各想定地震の具体的な予測被害量は、後頁の表に示すとおりである。

想定地震による被害の概要

種 別	想定被害
建物被害	<p>■揺れによる全半壊 「東京湾北部地震」では、全壊13棟、半壊384棟、「三浦半島断層群地震」では、全壊11棟、半壊389棟が想定されている。</p> <p>■液状化による全半壊 「東京湾北部地震」では、全壊16棟、半壊51棟、「三浦半島断層群地震」では、全壊7棟、半壊22棟が想定されている。</p> <p>■急傾斜地崩壊 急傾斜地崩壊による全半壊数は「三浦半島断層群による地震」の方が多く、全壊6棟、半壊15棟となっている。「東京湾北部地震」では、全壊4棟、半壊9棟となっている。</p>
火災	4つの想定地震においては、火災は発生しないことが想定されている。
人的被害	<p>東京湾北部地震、三浦半島断層群による地震共に、地震による死者数は0～1人、負傷者は50人弱と想定されている。</p> <p>原因別の負傷者数では、建物の倒壊によるものが大半であるが、家具等の移動・転倒、ブロック塀等の転倒、急傾斜地の崩壊等による負傷者も若干発生することが予測されている。</p>
避難者数	「東京湾北部地震」による発災1日後の避難者数は1,900人程度、「三浦半島断層群による地震」による発災1日後の避難者数は1,500人程度になることが想定されている。
帰宅困難者数	<p>「東京湾北部地震」、「三浦半島断層群による地震」共に、帰宅困難者数は約2,400人と推定されている。</p> <p>なお、本市の場合、いずれの想定震源からも離れていることから、直接的に大きな被害を受けることはないことが想定されているが、房総半島の南端部という立地環境から、避難者数よりも帰宅困難者数の方が多くなっていることが特筆される。</p>

千葉県北西部直下地震による本市の被害一覧表

(冬の夕刻(18時)、風速9m/秒)

		想定項目	被害状況
物的被害	全壊・焼失棟数	揺れ	－ 棟
		液状化	－ 棟
		急傾斜地崩	－ 棟
		火災	－ 棟
		小計	－ 棟
	倒壊棟数	揺れ	－ 棟
半壊棟数	揺れ	－ 棟	
人的被害	死者数	建物倒壊等	－ 人
		急傾斜地崩壊等	－ 人
		火災	－ 人
		ブロック塀等の転倒、屋外落下物	－ 人
		小計	－ 人
	重傷者数	建物被害	－ 人
		急傾斜地崩壊等	－ 人
		火災	－ 人
		ブロック塀等の転倒、屋外落下物	－ 人
		小計	－ 人
	軽傷者数	建物被害	－ 人
		急傾斜地崩壊等	－ 人
		火災	－ 人
		ブロック塀等の転倒、屋外落下物	－ 人
		小計	－ 人
	死傷者数合計		－ 人
	避難者(1日後)	避難者数	－ 人
		うち避難所避難者数	－ 人
	避難者(2週間後)	避難者数	110 人
		うち避難所避難者数	40 人
エレベーター閉じ込め	台数	－ 台	
	人数	10 人	
震災廃棄物		－ 万 t	

※十の位を四捨五入して表示。ただし5～99は一の位を四捨五入して表示。

5未満(0を含む)は「－」と表示。

※合計は丸め誤差の関係で合わない場合がある。

資料：平成26・27年度千葉県地震被害想定調査(平成28年3月)

東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群地震における
本市の被害一覧表

(冬の夕刻(18時)、風速9m/秒)

想定項目			東京湾 北部地震	千葉県 東方沖地震	三浦半島 断層群地震		
物的被害	建物全・半壊	全壊	揺れ	13 棟	0 棟	11 棟	
			液状化	16 棟	0 棟	7 棟	
			急傾斜地崩壊	4 棟	0 棟	6 棟	
			小計	32 棟	0 棟	24 棟	
	半壊	揺れ	384 棟	0 棟	389 棟		
		液状化	51 棟	0 棟	22 棟		
		急傾斜地崩壊	9 棟	0 棟	15 棟		
		小計	444 棟	0 棟	426 棟		
	火災	炎上出火件数		0 件	0 件	0 件	
		焼失棟数	全壊建物を含む	0 棟	0 棟	0 棟	
全壊建物を含まない			0 棟	0 棟	0 棟		
人的被害	死者数	建物被害		0 人	0 人	0 人	
		火災		0 人	0 人	0 人	
		急傾斜地崩壊		0 人	0 人	0 人	
		ブロック塀等の転倒		0 人	0 人	0 人	
		屋外落下物		0 人	0 人	0 人	
		小計		0 人	0 人	1 人	
	死傷者数	負傷者数	建物被害		42 人	0 人	36 人
			火災		0 人	0 人	0 人
			急傾斜地崩壊		3 人	0 人	6 人
			屋内収容物の移動・転倒等		2 人	0 人	3 人
			ブロック塀等の転倒		4 人	0 人	7 人
			屋外落下物		0 人	0 人	0 人
			小計		52 人	0 人	51 人
	死傷者数合計			52 人	0 人	52 人	
	避難者数(1日後)			1,854 人	2 人	1,511 人	
	帰宅困難者数(昼12時)			2,404 人	853 人	2,404 人	
エレベーター閉じ込め台数			4 台	0 台	5 台		
要配慮者死者数			0 人	0 人	0 人		
自力脱出困難者数			2 人	0 人	2 人		
震災廃棄物			0 万 t	0 万 t	0 万 t		

※小計、合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。

資料：平成19年度千葉県地震被害想定調査(平成20年3月)

(2) 防災リスク対策用地震

南関東地域は、今後 30 年以内にM7クラスの地震の発生確率が70%程度とされることから、近い将来における地域の防災リスクを考える上で、最も大きい揺れの震源として、県域直下のプレート内でM7クラスの地震及び地殻内のMw6.8の地震をそれぞれ1km²ごとに想定、計算し、それぞれの震度を整理した。さらに、これらの震度と千葉県北西部直下地震の想定震度をメッシュごとに比較して、その最大値を短・中期防災リスク対策用地震の震度とした。また参考として、100年後を見越した長期的なケースとして、短・中期防災リスク対策用地震と大正型関東地震の計測震度の最大値を算出し、これを長期防災リスク対策用地震の震度とした。

防災リスク対策用地震の一覧

	短・中期防災リスク対策用地震	長期防災リスク対策用地震
千葉県北西部直下地震	○	○
大正型関東地震	—	○
直下地震(フィリピン海プレート内に一律Mw7.3の震源を想定した場合)	○	○
直下地震(地殻内に一律Mw6.8の震源を想定した場合)	○	○

(3) 「元禄地震(1703年)」規模の地震

「元禄地震(1703年)」、「大正関東地震(1923年)」といった海溝型地震は、30年以内の地震発生確率はほぼ0%に近い(地震調査推進本部による)ということから、県は被害想定調査において、調査対象から除外している。

しかし、本県は活断層による地震よりもプレート境界に生じた海溝型地震の被害を受けてきており、中でも「元禄地震」は特に地震の規模が大きく、震源域も本市に近い房総沖であるため、甚大な被害を受けている。

この房総沖で発生する元禄地震規模の地震(マグニチュード8.2)について、過去の千葉県地震被害想定調査結果(平成10年度実施)を示す。

ア 地震動及び液状化危険度

1703年の元禄地震では、被災の記録から現在の館山市や南房総市に当たる地域では震度7相当の揺れに見舞われたものと推定されている。同等の地震が発生した場合、やはり最大震度7程度が想定される。

また、市直下で発生する地震よりさらに想定震度が大きいことから、液状化危険度も高いものと考えられる。ただし、沿岸部では津波の影響が大きくなるものと想定される。

イ 被害の概要

平成 10 年度の地震被害想定結果では、元禄地震規模の地震における大破建物数は木造 1,131 棟、非木造 156 棟、火災発生件数 5 件、延焼出火件数 1 件、焼失建物 7 棟と想定されている。

2 津波浸水想定

(1) 「平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査」 (平成 24 年 3 月)

県は、平成 24 年 3 月に、東日本大震災を教訓として、元禄地震の再来を想定した浸水想定調査を行い、これを予測図に示し公表している。

調査では、3つのケースに分けてシミュレーションを行っており、本市の沿岸部については、元禄地震が発生した場合及び気象庁の津波警報の発表を想定した浸水深を予測しており、その概要は次に示すとおりである。

なお、市では、県の津波浸水予測図の公表を受け、これを反映した防災マップを作成している。防災マップでは、津波高 3 m、5 m、10mの津波による浸水予測図や津波による浸水危険区域を内湾海拔 5 m、外湾海拔 10mとして設定している。

ア 元禄地震震源モデルによる津波浸水想定

元禄地震震源モデルで防潮施設がある場合の最大津波高は、「野島（相浜）」の 14.4mで、「伊戸」、「南房パラダイス」も 10mを超えることが予測されている。

また、第一波の最速到達時間は、「赤門」の 0.1 分で、最も遅くて「西浜」の 5.6 分であり、ほとんどの地点は 5 分以内に第一波が到達することが予測されている。

最大津波浸水深は、各地点の海岸の形状に左右され、「野島（相浜）」10.0 m、「伊戸」8.1m、「南房パラダイス」7.0m等が深くなっている。

防潮施設がない場合の最大津波高、第一波の最速到達時間及び最大津波浸水深についても、防潮施設がある場合とほぼ同様の傾向にある。

沿岸津波高・到達時間・最大津波浸水深等一覧

■防潮施設あり

代表点名	最大津波高 T.P (m)	津波到達時間 (分)		最大津波 浸水深 (m)	最大浸水 距離 (m)	地盤変動量 (m)
		第一波	最大波			
西 浜	5.2	5.6	75.5	4.1	10	1.5
船 形	5.4	4.6	74.5	4.4	50	1.8
船形漁港	5.5	2.3	74.1	0.6	30	1.8
那古1	5.9	1.9	75.9	1.7	10	2.0
那古2	6.1	1.9	76.3	3.7	40	2.0
八 幡	5.9	1.9	75.5	3.9	30	2.2
北条1	5.9	2.6	75.9	0.6	20	2.4
北条2	6.0	2.9	75.4	0.8	70	2.6
西の浜	6.2	1.8	75.1	1.9	60	2.6
赤 門	5.8	0.1	75.2	4.1	910	2.5
富士見1	5.6	0.9	73.3	1.6	1030	2.5
富士見2	5.1	0.7	74.1	0.4	230	2.4
沖ノ島	4.8	0.7	0.7	1.8	20	2.4
塩 見	4.8	0.7	2.0	0.2	10	2.7
浜 田	4.6	1.7	73.1	2.4	20	2.6
西 岬	4.4	3.0	73.1	1.5	30	2.4
矢尻の井戸	4.0	1.7	70.5	1.7	50	2.2
洲崎1	4.7	0.3	46.1	2.1	100	2.1
洲崎2	5.4	2.9	43.7	2.8	60	2.2
川 名	6.7	2.8	27.5	5.0	270	2.6
伊 戸	11.0	3.1	26.0	8.1	40	2.9
平砂浦	8.9	2.9	42.6	5.3	40	3.1
南房パライバ	10.8	1.6	21.8	7.0	290	3.5
野 島	14.4	3.1	19.4	10.0	340	3.8

資料：平成23年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）（平成24年3月、千葉県）

■防潮施設なし

代表点名	最大津波高 T.P (m)	津波到達時間 (分)		最大津波 浸水深 (m)	最大浸水 距離 (m)	地盤変動量 (m)
		第一波	最大波			
西 浜	5.2	5.6	75.5	4.1	10	1.5
船 形	5.4	4.6	74.5	4.4	50	1.8
船形漁港	5.5	2.3	74.1	0.6	10	1.8
那古1	5.9	1.9	75.9	1.7	180	2.0
那古2	6.1	1.9	76.3	3.7	440	2.0
八 幡	5.9	1.9	75.5	3.9	60	2.2
北条1	5.9	2.6	75.9	0.7	20	2.4
北条2	6.0	2.9	75.4	0.9	70	2.6
西の浜	6.2	1.8	75.1	1.9	60	2.6
赤 門	5.8	0.1	75.2	4.1	910	2.5
富士見1	5.7	0.9	73.3	1.7	700	2.5
富士見2	5.1	0.7	74.1	0.5	320	2.4
沖ノ島	4.8	0.7	0.7	1.8	210	2.4
塩 見	4.8	0.7	2.0	0.2	10	2.7
浜 田	4.6	1.7	73.1	2.4	20	2.6
西 岬	4.4	3.0	73.1	1.5	30	2.4
矢尻の井戸	3.9	1.7	70.5	1.9	50	2.2
洲崎1	4.7	0.3	46.1	2.1	100	2.1
洲崎2	6.1	2.9	43.7	3.5	60	2.2
川 名	6.7	2.8	27.5	5.1	270	2.6
伊 戸	11.2	3.1	26.0	8.3	40	2.9
平砂浦	8.9	2.9	42.6	5.3	40	3.1
南房パライス	11.0	1.6	21.8	7.3	270	3.5
野 島	14.7	3.1	19.4	10.1	300	3.8

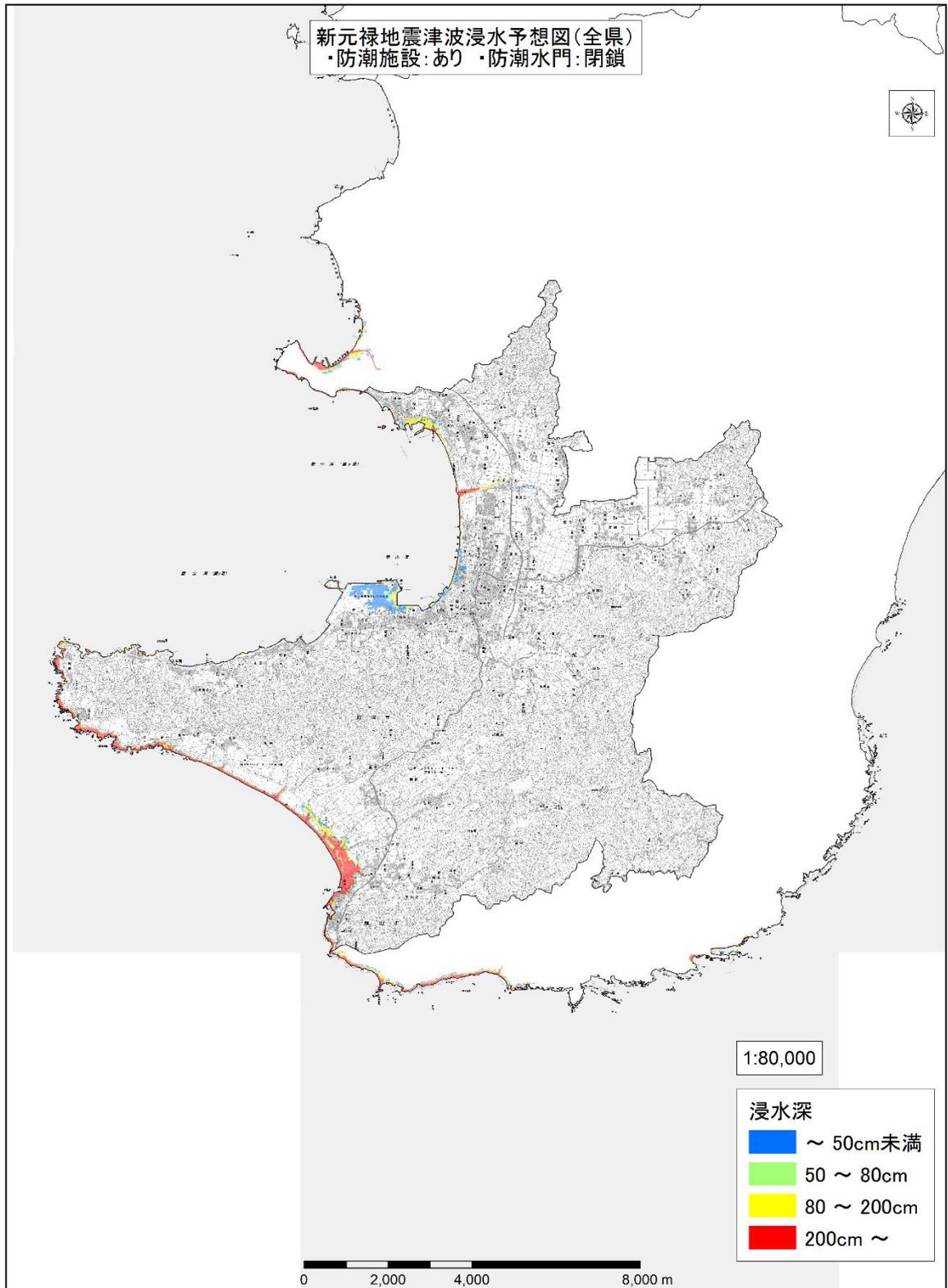
資料：平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）（平成 24 年 3 月、千葉県）

最大津波高：平均海面から波の山のピークまでの高さを津波高といい、このうち最大のものを最大津波高という。

最大津波浸水深：津波により浸水した際の水面から地面の高さまでの深さのことをいい、このうち最大のものを最大津波浸水深という。

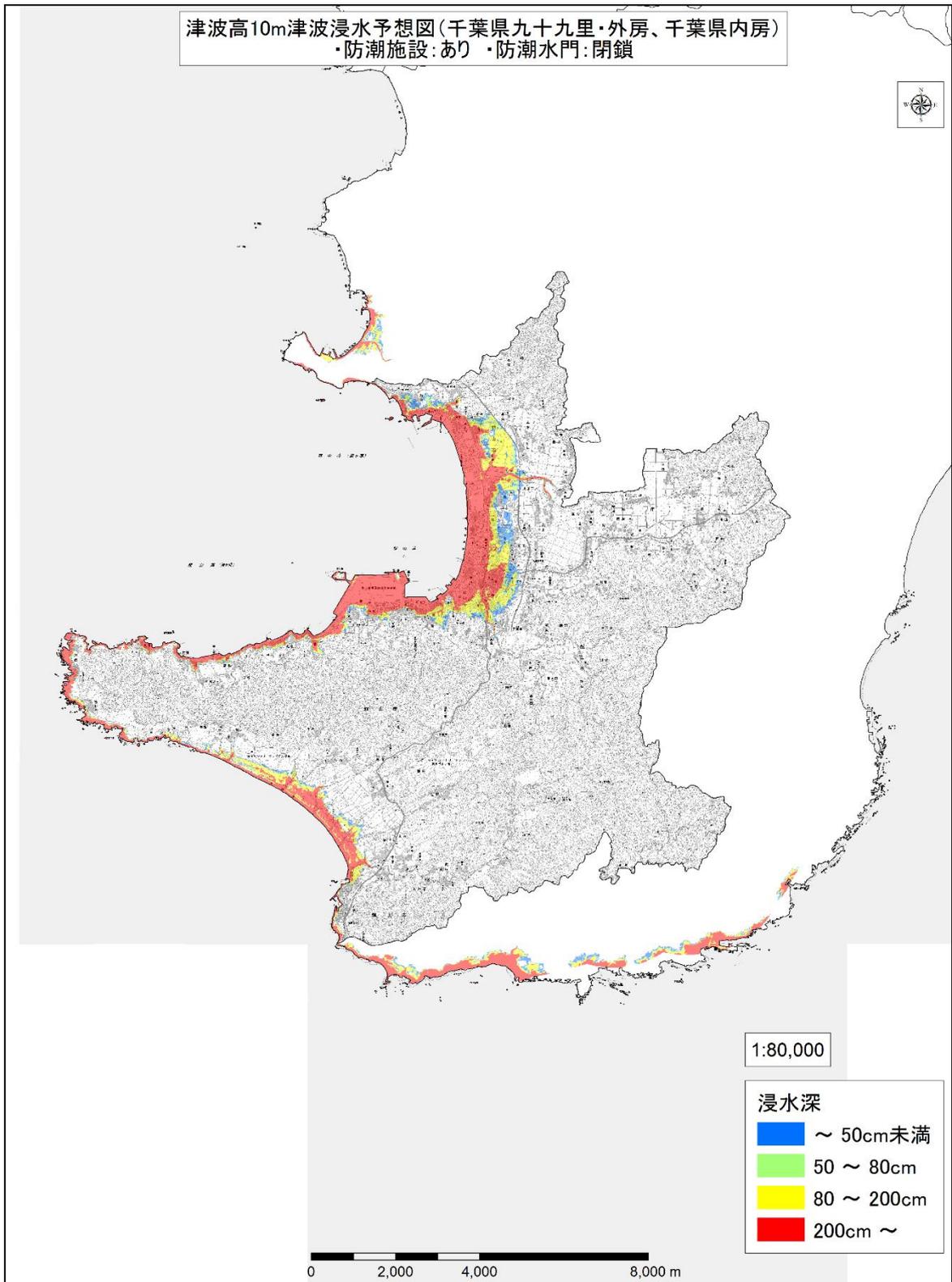
最大浸水距離：浸水した範囲の海岸線からの距離で、このうち最大のものを最大浸水距離とい

元禄地震津波浸水予想図（防潮施設あり）



資料：平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）（平成 24 年 3 月、千葉県）

津波高 10m 津波浸水予想図（防潮施設あり）



資料：平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）（平成 24 年 3 月、千葉県）

(2) 「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波浸水想定（千葉県地震被害想定調査（平成 26、27 年度））

本調査では、東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域で、津波被害を想定する地震として「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」と命名し、マグニチュード 8.2 程度の地震が発生した場合の津波被害を想定している。

この地震による津波の発生状況は、次表に示すとおりで、最も早く第一波が到達する地点は「川名」の 22.2 分で、次いで「洲崎 1」及び「伊戸」の 23.1 分となっている。最大波到達時間についても、「川名」（22.2 分）、「伊戸」（23.1 分）が早くなっている。

また、最大津波高が一番高い地点は、「南房パラダイス」の 4.8m であり、外洋に面した地区では 3 m 程度、館山湾内では 2 m 弱の津波高が想定されている。

一方、最大津波浸水深は、各地点の海岸の形状に影響され、館山湾内の地点では 2 m 弱、外洋に面した地点では、2 m から 4 m を超えることが想定されており、「南房パラダイス」の 4.6m が最浸水深となっている。

なお、館山湾に位置する平久里川、汐入川では、津波が上流に向かって遡上することが想定されている。

最大津波高・津波到達時間・最大津波浸水深・最大浸水距離一覧（堤防あり）

代表点名	最大津波高 T.P (m)	津波到達時間 (分)		最大津波浸水深 (m)	最大浸水距離 (m)
		第一波	最大波		
西 浜	1.6	28.4	116.4	0.9	0
船 形	1.6	29.6	118.0	1.2	10
船形漁港	1.5	31.2	118.6	1.0	20
那古1	1.8	31.5	71.5	0.2	10
那古2	1.8	31.7	71.5	1.9	30
八 幡	1.9	31.6	71.5	1.5	30
北条1	1.8	31.4	71.7	1.0	10
北条2	1.7	31.6	72.5	1.1	30
西の浜	1.8	31.8	72.4	0.9	50
赤 門	1.6	32.1	74.0	1.3	560
富士見1	1.3	33.0	183.3	0.8	20
富士見2	1.3	28.1	48.7	—	—
沖ノ島	1.5	27.3	118.5	1.4	20
塩 見	1.9	27.6	119.3	1.7	20
浜 田	1.6	27.5	118.9	1.2	20
西 岬	1.7	26.9	79.6	0.4	10
矢尻の井戸	1.3	24.6	42.7	0.7	10
洲崎1	1.7	23.3	41.2	2.1	130
洲崎2	2.4	23.1	41.5	2.7	60
川名	1.9	22.2	22.2	1.9	40
伊 戸	2.3	23.1	23.1	—	—
平砂浦	3.3	23.9	43.7	2.4	30
南房ハラガイス	4.8	24.4	40.3	4.6	30
野 島	4.5	24.2	40.0	4.4	110

資料：平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書（平成28年3月、千葉県）

(3) 南海トラフ沖地震による津波浸水想定

国の中央防災会議は、南海トラフ巨大地震が発生した際の被害想定を実施している。この被害想定によれば、南海トラフ巨大地震が発生した場合、静岡県から宮崎県にかけての一部で震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域で震度6強から6弱の強い揺れになると想定されている。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されている。

本市では、次表に示すとおり、この地震による最大震度は5強で、発生する津波の平均津波高（満潮位）は6m、最大津波高は11mとなることが想定されている。

また、+1mの津波が到達する時間は、地震発生後から31分、+3mの津波では32分、+5mの津波は56分となっている。さらに、浸水面積の合計は、510haとなることが想定されている。

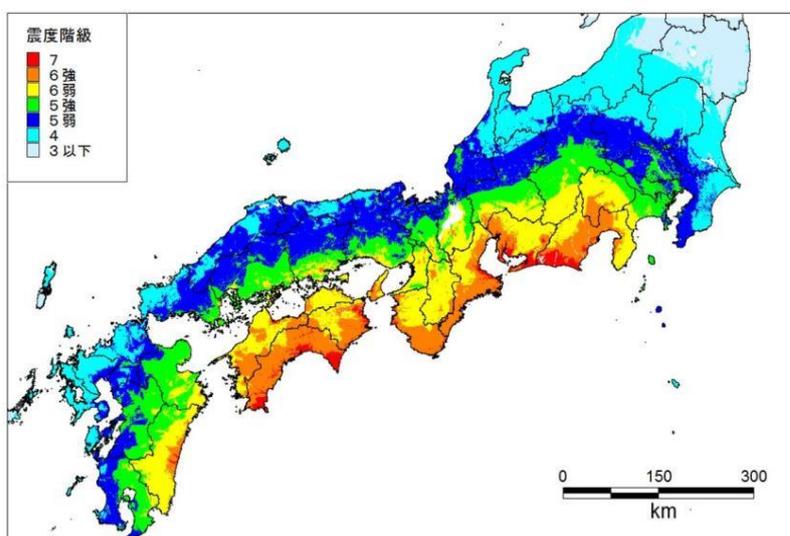
津波高・浸水面積・最短到達時間・震度一覧

分類		館山市
平均津波高 (m) ※		6
最大津波高 (m) ※		11
最短到達時間 (分)	津波高+1 m	31
	津波高+3 m	32
	津波高+5 m	56
浸水面積 (ha) 【浸水深ごと】	1 cm以上	510
	30 cm以上	460
	1 m以上	380
	2 m以上	230
	5 m以上	30
最大震度		5強

※：津波断層モデルの「基本的な検討ケース」5ケースと「その他派生的な検討ケース」6ケースの計11ケースにおける最大値である。また、満潮位、かつ地殻変動を考慮した値である。

資料：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

南海トラフ地震による震度の最大値の分布図



資料：中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

(4) 「平成 30 年千葉県津波浸水区域調査」

県は、平成 30 年 11 月に、千葉県沿岸に「最大クラスの津波」(L2 津波)をもたらすと想定される地震を選定し、各地で最大となる「浸水域」と「浸水深」を公表している。選定された地震は次の 5 つである。

- ①延宝房総沖地震
- ②元禄関東地震
- ③東北地方太平洋沖地震
- ④房総半島南東沖地震
- ⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (ケース 1、2、3)

※いずれも中央防災会議モデル

なお、市では、県の最大クラスの津波浸水予測図の公表を受け、これを反映した防災マップの改訂を行った (令和 2 年 4 月)。防災マップでは、内湾 5 m、外湾 10m の津波浸水区域に加え、千年に一度起こりうる可能性のある津波を設定している。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

この計画は、防災訓練や防災知識の普及・啓発、自主防災組織の育成等を通じて、市民等の震災に関する知識や防災思想の普及、啓発を図るために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、教育委員会

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進とあわせて、市民一人ひとりが「自らの命は自ら守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に沉着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

このため、市、県、防災関係機関は、防災アセスメント等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及・啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、災害時において、これらの組織が十分に機能するよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災訓練の充実

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ、各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶等様々な条件を設定し、参加者自身の判断を伴う実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 消防訓練

ア 消防団員の参集確保

地震後、速やかに消防団員の参集を確保するための訓練を実施する。

イ 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、避難、通信などの効果的方策を検討するとともに、市民の参加を得た実践的な訓練を実施する。

(2) 避難等救助訓練

市その他関係機関は、各機関の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行

を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、民間商業施設等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設整備及び訓練の実施を指導する。

また、地域の自主防災組織や市民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも検討する。

特に、指定避難所の運営については、災害時に市民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

(3) 災害通信連絡訓練

災害時における一般有線電話途絶に備え、無線通信訓練を随時実施する。

(4) 非常招集訓練

市職員の非常招集を適宜実施し、参集体制の確立を図る。

(5) 合同防災訓練

大規模な地震、火災の発生を想定した関係各機関及び市民の参加による消火、避難、救助等の合同防災訓練を実施する。

また、自主防災組織等による地区での防災訓練を適宜実施する。

(6) 津波避難訓練

津波による浸水のおそれがある区域内の市民及び海水浴客を対象に、関係機関の協力を得て避難訓練を実施する。

2 防災知識の普及方法

(1) 実施方法

ア 様々な広報媒体を活用した防災知識の普及

(ア) 市広報紙、各種メディア等による知識の普及

災害による被害の防止のため、市広報や各種メディアを通じた防火・防災知識の普及・啓発に努める。

(イ) 広報車、防災パンフレット等による防災知識の普及

広報車による広報や防災パンフレット等による防災知識の普及に努める。

(ウ) インターネットの活用

市のホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

イ 講習会等の開催

市職員、事業所・学校・病院・その他大規模な建物の防火管理者、町内会及び自主防災組織等を対象とした講習会等を開催し、防災計画を含め、防災全般について講習し、防火・防災意識の高揚に努める。

ウ 幼稚園、小中学校での教育を通じた防災知識の普及、啓発を図る。

[資料 14-1] 震災知識の普及・啓発に関する広報内容 (資料編 243 頁)

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次に掲げる事項とする。

ア 自らの身を守るための知識

- (ア) 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀倒壊対策、屋外落下物対策
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 出火の防止及び初期消火の一般知識、住宅用火災警報器の設置、感震ブレーカーの設置
- (エ) 緊急地震速報の活用方法
- (オ) 災害情報の入手方法（警報等や避難指示等の意味と内容の説明）
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (キ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達
- (ケ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (コ) 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- (サ) 被害危険区域（津波浸水危険区域、急傾斜地危険区域、地盤構成）
- (シ) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- (ス) 地震発生時の心得
- (セ) 道路交通規制及びドライバーの心得
- (ソ) 被災世帯の心得
- (タ) 帰宅困難者の心得
- (チ) 地震保険の制度

イ 地域防災力を向上させるための知識

- (ア) 救出、応急救護の方法
- (イ) 自主防災活動の実施
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 企業の事業継続計画（BCP）

ウ その他一般的な知識

- (ア) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- (イ) 各防災機関の震災対策
- (ウ) 地域防災計画の概要

3 自主防災組織の育成

災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるため、防災機関のみで対応することは困難となることが予想される。このため、災害の初期段階における救助・救出や初期消火、避難等の活動の中核を担う自主防災組織の育成を推進する。

- (1) 自主防災組織が整備する資機材への助成
- (2) 自主防災組織が実施する訓練への支援
- (3) 自主防災組織の結成支援
- (4) 平常時におけるコミュニティ活動の活性化に関する支援

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	ア 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 イ 初期消火、避難、救出救護、避難誘導、指定避難所運営等各種訓練の実施 ウ 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 エ 地域を知るため、地域内の指定緊急避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 オ 避難所運営マニュアルの作成
災害時	ア 出火防止及び初期消火の実施 イ 地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ウ 救出救護の実施及び協力 エ 集団避難の実施 オ 避難所の運営

4 事業所防災体制の強化

(1) 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、民間商業施設等の多数の人が出入りする施設の管理者は、消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、安房郡市消防本部（以下、消防本部という。）は、防火管理者に対し、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(2) 危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、市は危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を要望する。

(3) 中小企業の事業継続

危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 地区防災計画

市内の一定の地区内の居住者等が、当該地区における防災力の向上を図るため、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 津波災害予防計画

この計画は、津波災害の防止を図るための事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策を推進するために定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課、観光みなど課、農水産課、建設課、教育委員会 (要配慮者関係) 企画課、社会福祉課、健康課、 高齢者福祉課、こども課、市民課
------	--

千葉県では過去に、元禄関東地震(1703年)や大正関東地震(1923年9月1日)が発生しており、これらの地震はともにマグニチュード8クラスの高溝型の地震で、元禄地震は約2300年程度、関東地震は約200年~400年の間隔で発生すると考えられている。

また、東海地震や東南海・南海地震など遠隔地で発生する高溝型の大地震による津波被害の懸念もある。

平成17年度に県が実施した津波浸水調査では、延宝地震及び元禄地震規模の津波浸水予測を実施している。これによると、津波による死者数は、延宝地震で約1,600人、元禄地震で約2,800人と想定されている(津波防災施設を考慮せず、避難行動を起こさないとした場合の死者数)。

国の中央防災会議は、東北地方太平洋沖地震について、我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

以上の結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していく必要があり、今後は、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、海岸保全施設等のハード対策と「自助」「共助」「公助」の連携による避難を軸としたソフト対策を組み合わせ、人命の安全を守る対策を最優先に実施していくこととする。

1 計画・マップの公表・周知

(1) 千葉県津波浸水予測図の公表

県は、平成24年4月に、東日本大震災を教訓として、延宝地震及び元禄地震の再来を想定した津波浸水調査を行い、津波浸水エリア、津波浸水深等を明らかにした津波浸水予測図を作成するとともに、「千葉県防災ポータルサイト」において公表している。

(2) 市津波ハザードマップの配布・周知

市は、県が作成した津波浸水予測図及び過去の資料を基に、津波ハザードマップを作成し、平成24年10月に全世帯に配布・周知している。

この津波ハザードマップでは、津波による浸水のおそれがある区域や避難対象地域、指定緊急避難場所及び避難困難地域における避難ビル等を記載している。

今後は、津波ハザードマップの見直し等において、津波防災ワークショップ等による市民等の意見を取り入れ、地域の実情にあったマップ作成に努める

とともに、さらなる周知と避難訓練等におけるマップの利活用を呼び掛ける。

(3) 「館山市津波避難計画」の策定

市は、津波による浸水のおそれがある区域及び県が作成した「千葉県津波避難計画策定指針（平成28年10月改定）」を基に、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路及び避難ビル等を定めた「館山市津波避難計画」を平成30年3月に策定しており、当該計画書に基づく津波避難対策の推進により、市民等の生命や身体の安全を確保する。

2 津波情報受伝達体制の確立

(1) 市の津波情報受伝達対策

ア 休日・夜間等における体制強化

勤務時間外における津波情報等の取扱いについて宿日直者に対し、この伝達の遺漏のないよう徹底し、迅速な情報伝達に努める。

イ 職員参集システムの整備

「職員向け安全安心メール」による津波情報の一斉配信や県が提供する「ちば防災メール」等の活用により、職員参集システムの確立を図り、地震発生時における関係職員の早期参集を図る。

ウ 千葉県防災情報システム等による伝達

防災情報システムや全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、津波情報を迅速に収集する。

(2) 市民等への情報伝達体制

市民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、防災行政無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、市民等への津波情報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

ア 多様な伝達手段の確保

全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線自動起動装置の整備や消防本部における防災行政無線の遠隔制御器の設置をはじめ、館山市安全・安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、たてやま安心電話、安全・安心テレフォン、データ放送、ワンセグ、SNS等のあらゆる情報手段の活用を検討する。

イ 地域団体等の自主的情報伝達

市民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に活動できる情報伝達体制を指導育成する。

ウ 海岸部における情報伝達

(ア) 多様な媒体による情報伝達

海岸線付近の観光地や海水浴場等広範囲にわたる情報伝達や津波注意報、津波警報、大津波警報及び避難指示の伝達にあたっては、防災行政無線による伝達のほか、必要に応じて海上保安部、海上自衛隊等のヘリコプターを要請するなど、効果的な情報伝達を実施する。

(イ) 相互連携による早期の異常発見

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合等においては、市、防災関係機関及び海水浴場の監視員等は相互に連携して、直ちに安全な場所で海面監視を実施し、津波等の異常発見と情報連絡に努める。

(ウ) 海水浴場等における自主的情報伝達体制の確立

海水浴場の監視員等に対して迅速に津波情報等を伝達するとともに、海水浴場の監視員等自らが海面監視やラジオ聴取等によって積極的に津波に関する情報を収集し、海水浴客等へ迅速に情報を伝達できる体制を確立するよう指導する。「津波フラッグ」を用いることで、聴覚に障害をお持ちの方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などにも津波警報等の発表をお知らせできるようにする。



【津波フラッグ】

(エ) 港湾、漁港、船舶等における情報伝達体制の確立

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等に対して、災害時の情報収集と伝達方法、伝達手段等を具体的に検討した上で、迅速な情報伝達体制を確立するよう指導する。

エ 市町間の連携

市は、津波被害等により市の行政機能が麻痺又は著しく低下した場合における市民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町との連携や情報共有に努める。

3 津波避難体制の整備

(1) 避難指示の発令・伝達

市は、気象官署が発表する津波予報を基本とし、海面監視、市民等からの情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、早期に避難指示を発令できる体制を確立する。

なお、避難指示の発令・伝達にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に避難指示等の内容について周知を図るものとする。

ア 気象庁より津波注意報、津波警報、大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等安全な場所に避難するよう避難指示を発令するものとする。

イ 停電や通信途絶等により、気象庁の津波警報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、市長が必要と認めるときは、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜か

ら退避し、急いで安全な場所に避難するよう避難指示を発令するものとする。

ウ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難指示の発令を検討するものとする。

(2) 市民等の避難誘導體制

ア 避難誘導體制の整備

(ア) 避難誘導體制の整備

市民等の避難に際しては、防災行政無線、広報車等による周知と警察、消防団等の連携による避難誘導を基本としつつ、市民等の自主避難や町内会、自主防災組織による避難誘導等を併せて実施し、地域一体となって、速やかに安全に避難できる体制を確立する。

なお、市民等の避難誘導については、町内会、自治会、自主防災組織等の役割として明確に位置付け、これらと行政機関とが連動し早期に自主的な避難ができる体制を確立する。

また、市民等の安全な自主避難を容易にするため、避難場所案内板や避難誘導標識、地盤高表示板等の整備に努める。

(イ) 避難方法

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、その周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図る。

(ウ) 避難誘導

避難誘導にあたっては、警察官、消防団員、市職員等従事する者の安全性にも十分配慮した対策を講じることとする。

(エ) 海水浴場等における避難誘導體制の整備

海水浴場等の多数の人々が集まる場所については、行政機関の避難誘導に連動して、又は先行して海水浴場の監視業務に当たる者が自主的・主体的に避難誘導を実施し得る体制を整備するよう指導する。

(オ) 船舶避難

港湾及び漁港管理者は、行政機関と連携し、津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、船舶避難を安全かつ迅速に実施するための具体的な方策を定めるとともに、個々の船舶管理者等に周知するなど、津波発生時における自主避難意識の高揚と避難体制の確立を図る。

(カ) 学校における避難誘導體制

津波警報等が発表された場合、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」（千葉県教育委員会）に基づき、学校の立地環境を考慮しつつ、児童生徒等は原則として学校等に留め置くこととし、状況を見て保護者等に引き渡すこととする。

イ 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援

(ア) 国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）及び県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（平成28年3月）、並びに市の「避難支援プラン全体計画」に基づき、自主防災組織や町内会等の地域コミュニティ、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携した、要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認・避難誘導體制の整備を図る。

(イ) 特に、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成並びに避難誘導體制の整備を図る。

(ウ) 避難行動要支援者の中には、避難に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、情報伝達手段の多重化・多様化を図る。

ウ 市町間の連携による広域避難体制の構築

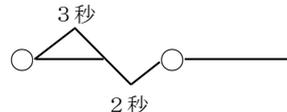
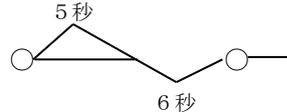
津波は市町域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町間で連携し、指定緊急避難場所や指定避難所の提供など市町域を越えた避難体制の構築を図る。

(3) 観光客等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設等の所有者又は管理者は、あらかじめ利用者への情報伝達方法や避難誘導方法等を定めたマニュアルや津波避難計画を策定し、避難経路や指定緊急避難場所等の安全を確認するとともに、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(4) 津波信号サイレン

津波信号のサイレン音は、次のとおりである。

種 類	サイレン音	
大津波警報標識		3秒鳴り 2秒休止 繰り返す
津波警報標識		5秒鳴り 6秒休止 繰り返す

4 津波広報、教育、訓練計画

(1) 防災教育、広報・啓発の手段

市は、様々な機会を通じて、次の手段により、津波に関する防災教育や広報・啓発を効果的に推進する。

防災教育、広報・啓発の手段

マスメディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等
印刷物、動画	パンフレット、広報紙、DVD、SNS、ホームページ等
モニュメント等	津波供養塔・碑、海抜・想定される津波の高さや津波浸水想定区域の表示、津波の痕跡等
学習、訓練	避難訓練、ワークショップ、出前講座

(2) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 津波に対する警戒の周知

市は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波・即避難」の認識が定着するよう、啓発に努める。

また、消防庁津波関連通知別添（津波対策関係省庁連絡会議申し合わせ）「沿岸地域における津波警戒の徹底について」（平成11年）の中で示されている、津波警戒の呼びかけに関する広報文例「津波に対する心得」を参考として、日頃から津波警戒に関する周知徹底をより一層推進する。

津波に関する心得

<一般編>

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

<船舶編>

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1,2）退避する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外（注1,2）退避する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外（注2）退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

注1) 港外：水深の深い、広い海域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

資料：総務省消防庁「沿岸地域における津波警戒の徹底について」別紙広報文例

イ 津波防災意識の向上に向けた取組の推進

地盤高表示板、指定緊急避難場所及び避難ビル等の標識（示）板等の掲出に努めるとともに、防災講座等を通じ、正確な知識の普及や津波に関する意識の高揚を図る。

また、津波ハザードマップを作成、配布し、市民等への周知に努めるほか、自主防災組織等、市民が主体となって、より実情に即した避難計画を定めるよう指導する。

さらに、観光地や海水浴場等の旅行者など外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に津波防災マップの掲示、指定緊急避難場所・避難路の誘導標示等により周知を図るものとする。

地震・津波に関する正確な知識

- ・津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- ・津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- ・津波は繰り返し襲ってくること
- ・第一波が最大とは限らないこと
- ・津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること
- ・津波は河川や水路を遡上すること

ウ 津波に関する継続的、効果的な広報の実施

広報やパンフレット、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講座、地域会合、津波防災の日（毎年11月5日）等あらゆる機会をとらえて繰り返し、分かりやすい広報に努める。

また、市は「館山市津波避難計画」を公表するとともに、広く市民等に周知し、津波避難意識の向上を図る。

（3）津波防災訓練の実施

市、市民、事業所等が一体となった実践的地域訓練を実施し、防災行動力の維持向上や情報伝達の精度向上と迅速・適切な避難措置等の体制確立に努める。その際、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。

また、特に要配慮者や避難行動要支援者に十分配慮し、その所在把握、避難、救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、市民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波災害に対する意識向上を図る。

特に海水浴場では、海水浴客等の参加による実践的訓練の実施に努める。

（4）地震、津波への備え

地震、津波がいつ発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、指定緊急避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方

法の確認について広報・啓発する。

5 津波防護施設等の整備

(1) 防災施設の点検、診断、改修及び補強

建設年次の古い防潮堤等の防災施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施し、必要に応じて改修及び補強工事を県等に要請する。

(2) 水門等の操作

県から委託を受けた水門等の操作については、水門操作員の安全を確保しつつ、津波発生時の適切な水門操作が図られるよう、操作方法等について県と協議を行い、水門の規模や地域に応じた対策を講じる。

(3) 津波避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・周知

ア 市は、避難対象地域外に津波避難場所（指定緊急避難場所）を43か所指定しているほか、避難が遅れた避難者が緊急的・一時的に避難するための施設である津波避難ビルを18か所指定している。

イ 市は、次の避難経路の安全性の基準に基づき、避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に避難できる避難経路の指定を図る。

避難経路の安全性の基準

- ・ 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・ 最短時間で避難目標地点に到達できること。
- ・ 複数の迂回路が確保されていること。
- ・ 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。

ウ 市民等や観光客に津波避難場所や津波避難ビルの位置を周知するため、防災マップや広報紙への記載のほか、位置を示す案内板や津波避難場所までの経路を示す津波避難誘導表示等の整備をする。

また、専ら避難生活を送る場所として指定された指定避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する指定緊急避難場所を間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

第3節 火災等予防対策

この計画は、地震時における火災の発生を最小限に抑えるための予防対策等について定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課、建設課、建築施設課、都市計画課 [事務組合等]：消防本部
------	--

1 地震火災の防止

大正関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、木造密集市街地では、現在も同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。

また、市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。これらのことから、地震時においては、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、次の対策を講じるものとする。

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため、町内会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うとともに、地震火災防止の心得の普及徹底を図る。

地震火災防止の心得

- あわてず冷静に火災を防ぐ
- 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消しましょう。
- ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜きましょう。
- 地震後に避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難しましょう。
(地震により電気機器が転倒したりして、燃えやすい散乱物などに接触し出火することがあります。)
- 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めましょう。
 - ・初期消火のチャンスは3回あります。(屋外ではブロック塀の倒壊や看板等の落下物に気をつけましょう。)
 - ①地震の揺れ始め・・・無理をせずに安全確保を優先してください。
 - ②揺れがおさまった時
 - ③出火直後
- 大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努めましょう。

資料：総務省消防庁HP、財団法人 消防科学総合センターHP

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者選任義務対象物について、防火管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 火災予防査察の強化

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察等を実施し、常に市域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の充実を図る。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努める。

また、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、安房郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火体制の確立

ア 市及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 市及び消防本部は、市民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織の育成を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 常備消防の強化

消防本部は、地震時に消防力を最大限発揮し効果的な活動を実施できるよう、震災の態様に応じた消防計画を樹立するとともに、これに基づく訓練の徹底に努め、体制の強化を図る。

また、都市構造、災害態様の変化等にも対応し得る適正な消防力の確保と一層の増強を図る。

イ 消防力の強化

(ア) 小型（可搬）消火ポンプの装備

市及び消防本部は、地割れ、建造物の倒壊・破壊、火災等により道路が寸断され、消防ポンプ自動車の活動が制限される場合に備え、災害用可搬ポンプ等の整備に努める。

(イ) 消防水利の整備強化

震災時においては、防火水槽の破損、消火栓の配管の破壊等により使

用不能となる可能性が強いため、市は、耐震性に配慮した水利の確保とあわせ、河川、沼地等の自然水利や井戸、海水等の利用について検討する。

(ウ) 破壊消防による防御線の設定等

市及び消防本部は、被害想定を基に、破壊消防の設置場所、方法、破壊用具の調達等について検討する。

2 建築物不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域については、県と協議して、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

防火地域・準防火地域の指定状況

(平成 30 年 3 月末現在)

	防火地域	準防火地域
館山市	0 ha	38 ha

資料：千葉県都市計画課

準防火地域内の建築規制（建築基準法）

対 象		構 造
1 地階を除く階数が、4 以上又は延べ面積が 1,500 m ² を超える建築物	卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなどを除く	耐火建築物
2 延べ面積が 500 m ² を超え 1,500 m ² 以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
3 地階を除く階数が 3 である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物
4 1、2、3 以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分	防火構造
	高さ 2 m を超える附属の門又は塀で延焼のおそれのある部分	不燃材料で造るか、おおう。
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限		
1 屋根：防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。(建築基準法第 63 条)		
2 開口部：防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。(建築基準法第 64 条)		
3 外壁部：防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。(建築基準法第 65 条)		

(2) 延焼遮断帯の整備

木造家屋の密集する地域や公共公益施設等重要施設が集合する地域において、道路、公園及び不燃建築物を組み合わせ、延焼遮断帯の整備に努める。

3 防災空間の整備・拡大

(1) 都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における指定緊急避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして、防災上の役割も非常に高い。

このため、防災まちづくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

都市公園一覧

種別	公園名	面積 (㎡)	種別	公園名	面積 (㎡)
街区公園	中村公園	1,800	地区公園	宮城公園	31,200
	根岸公園	2,700	総合公園	城山公園	101,600
	船形公園	1,800	運動公園	館山運動公園	254,000
	館山駅西口公園	1,560	風致公園	沖ノ島公園	27,600
近隣公園	北条中央公園	16,800		高ノ島公園	15,200

資料：館山市

(2) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有しており、道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(3) 消防活動に資する道路の整備

現在の市街地は古くからの街並みであり、幅員の狭い道路が多数あるため、消防活動に支障をきたすおそれがある。このため、消防活動を効率的に実施できるよう、道路拡幅等の事業を推進する。

(4) 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、準用河川の改修を進めていく。

第4節 消防計画

この計画は、高度な技術・資機材など消防体制の整備及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図るために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、[事務組合等]：消防本部、三芳水道企業団

1 消防体制の状況

(1) 消防本部の体制

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部の体制及び組織図を資料5-1に示す。

[資料5-1]安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部の体制及び組織図
(資料編 38頁)

(2) 消防団の体制

館山市消防団の体制及び組織図を資料5-2に示す。

[資料5-2]館山市消防団の体制及び組織図 (資料編 39頁)

2 消防体制の充実強化

(1) 常備消防の強化

市は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図る。

(2) 消防団の充実・強化

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であるが、近年は、人口減少や少子化、就労形態の変化等により、団員不足が進んでいる。

このため、次に示す取組を推進し、消防団の充実・強化を図る。

特に、消防団の弾力的な運営や他組織との連携協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進等について配慮していくものとする。

消防団の充実強化等のため、早急に取り組むべき事項

- ア 事業者の消防団活動に対する理解の促進
 - ・消防団協力事業所表示制度の導入
 - ・消防団協力事業所等に対する入札における優遇制度の導入
- イ 消防団への加入の促進
 - ・幅広い市民に向けた広報啓発活動
 - ・各地域の町内会長、消防後援会長への協力依頼
 - ・自治体・団体職員の加入促進
 - ・企業等に対する働きかけ（就職活動において消防団活動を積極的に評価）
 - ・女性消防団員の積極的確保、能力活用
 - ・機能別団員、分団の採用
 - ・団員の年齢の繰り下げ、繰り上げ、任期の延長
- ウ 処遇の改善
- エ 装備の改善

(3) 救助・救急体制の充実

消防本部は、医療機関との連携を強化し、救助・救急の充実を図るため、救助隊員・救急隊員の知識の高度化、救急車両の整備拡充、資機材の充実強化及び市民への啓発に努める。

ア 救急救命士の育成に努める。

イ 災害時に救急隊員が負傷者のトリアージを適切に行えるよう研修の実施に努める。

ウ 救命・救急機能を強化した救急車両の整備拡充を図る。

エ 救助工作車や救助用資機材、高度救助用資機材の整備拡充を図る。

オ 救命講習会等を開催し、市民の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

3 消防施設の整備

消防力の充実・強化を図るため、「消防防災施設強化事業補助金」を活用し、消防防災関係施設・設備の整備に努める。

(1) 消防車両等の強化

消防団に配備する小型動力ポンプ、ポンプ自動車の機動力の強化のため、逐次更新と高性能化を促進するとともに、団員の消火活動における安全性の向上のため、個人装備の充実を図る。また、広域消防の消防車両等の計画的な整備を図る。

(2) 消防水利の増強

初期消火活動の充実及び迅速な消火を図るため、防火水槽、消火栓の整備及び自然水利の活用を図る。また、開発行為による宅地造成等に対する消防水利設置の指導を行う。

(3) 通信施設

災害発生時等において、消防職員及び消防団員の非常招集を行うための緊急連絡体制を確立するために、受令機の更新・整備を図る。

(4) 消防拠点施設の整備

消防署所及び消防団詰所について、耐震性を有しない施設や老朽化が著しい施設及び津波による浸水のおそれがある区域内等に立地している施設については、耐震改修や施設の建替え、移転等必要な対策を図る。

4 消防団員等の教育訓練

(1) 市は、常備消防と一体となった総合的・機動的な消防力を発揮できる消防団及び消防団員を育成するため、消防訓練や団員に対する規律訓練等を実施し、資質の向上を図る。

(2) (公財)千葉県消防協会安房支部及び千葉県安房地域振興事務所では、消防団員の平素の訓練の成果を発表し、消防操法技術の向上等を図ることを目的に、「安房支部消防操法大会」を年1回開催しており、こうした大会への出場機会を通じて、日ごろからポンプ操法等の技術習得のための訓練を行

う。

- (3) 県消防学校では、消防庁が示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づき、概ね次のような教育訓練を実施しており、こうした教育訓練に職員及び消防団員を積極的に参加させ、職員の災害対応能力の向上を図る。

県消防学校における主な教育訓練内容

ア 消防職員	(ア) 初任教育 (イ) 専科教育 (ウ) 幹部教育 (エ) 特別教育 (訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習)
イ 消防団員	(ア) 基礎教育 (新任科) (イ) 専科教育 (警防科) (ウ) 幹部教育 (指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程) (エ) 特別教育 (訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育)
ウ 自衛消防隊	企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。
エ 災害救援ボランティア	災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

5 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、消防機関は、職員や施設の被災、通信・交通の遮断等により機能が低下し、消火活動等を十分に行うことができなくなることが予想される。このような場合、市長は、躊躇なく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

(1) 市町村相互の応援体制

市長は、自らの消防力のみでは十分に対応できないと認めるときは、消防組織法第39条の規定に基づく「千葉県広域消防相互応援協定」等に基づき、知事又は他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」(平成8年度策定)に基づき、市町村間で迅速かつ的確な広域応援を実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練への参加及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

[資料5-3]千葉県広域消防相互応援協定書(資料編 40頁)

(2) 広域航空消防応援体制

ア 市長は、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけで十分な対応がとれないと判断した場合は、知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。

イ 知事は、市長からの応援要請を受けた場合、かつ県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁長官に対して、応援等の要請を行う。

ウ 知事は、応援等を要請するに当たり、「大規模特殊災害時における広域

航空消防応援実施要綱」及び同実施細目等に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

6 消防思想の普及

市及び消防機関は、市民等に対して、次の活動を通して消防思想の普及を図る。

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動の実施。(各1週間)
- (3) 消防操法大会の出動による消防士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会を開催する。
- (5) その他関係機関、関係団体と協力し消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

7 消防計画の推進

消防計画は管理権限者の指示を受けて防火管理者が作成するものであり、特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討のうえ、必要に応じ常備消防体制の考慮
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物、施設の計画
 - (オ) 地下構造物及び施設の計画
 - (カ) 高層建物の計画
 - (キ) その他
 - イ 危険物の製造所
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 異常乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画

(9) その他の消防計画

- ア 林野火災の計画
- イ 車両火災の計画
- ウ 船舶火災の計画
- エ 航空機火災の計画

(10) 消防訓練計画

- ア 機械器具操法訓練
- イ 機関運用及び放水演習
- ウ 自動車操縦訓練
- エ 非常招集訓練
- オ 飛火警戒訓練
- カ 通信連絡訓練
- キ 破壊消防訓練
- ク 林野火災防御訓練
- ケ 車両火災防御訓練
- コ 船舶火災防御訓練
- サ 航空機火災防御訓練
- シ 危険物火災等特殊火災訓練
- ス 災害応急対策訓練
- セ 自衛消防隊の指導

(11) 火災予防計画

- ア 防火思想普及計画
- イ 予防査察計画

第5節 建築物の耐震化等の推進

この計画は、地震に強いまちづくりを推進するにあたって、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震化促進やブロック塀等倒壊予防対策、落下物防止対策など、地震に対する安全性の向上を図るために定めるものである。

関係部課 [本庁]：建築施設課 [事務組合等]：三芳水道企業団

1 市街地の整備

市は、市街地の整備にあたっては、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新等が図られる土地区画整理事業や市街地再開発事業等の都市計画事業を推進し、安全で安心な市街地の形成を図る。

2 建築物等の耐震対策

(1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

阪神・淡路大震災において、比較的古い建築物が大きな被害を受けていることから、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性を向上させる必要がある。

そのため、市は県と調整の上、計画的かつ総合的に市内の既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物に関わる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、市は、耐震相談窓口の開設や所有者向けの啓発事業、木造住宅耐震診断費用の助成制度など、改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「館山市耐震改修促進計画」に基づき、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

ア 対象となる建築物

対象となる緊急性の高い施設は、次の既存建築物とする。

(ア) 用途や規模等の特性によって設定する建築物

a 被災時にその機能確保が求められる建築物

例：避難施設、救護・救援施設、災害対策拠点施設、ライフライン管理施設等

b 高齢者、身体障害者等の災害時要配慮者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

c 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物

例：スーパー、大型電気店等

- (イ) 県の地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域内等の建築物
- (ウ) 倒壊や延焼により大火に至る危険性の高い区域内の建築物（木造建築物を含む。）

(2) ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策の推進

ア ブロック塀等の安全対策

小学校・幼稚園の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なブロック塀の補強及び生垣等への改善等、必要な対策を講じる。

イ 落下物防止対策

「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に実態調査を実施し、落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、安全対策の指導を実施する。

(3) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市内全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア 連絡協議会の運用

建築防災にかかる諸施設の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会（県及び県下54市町村で構成、平成7年5月設立）の活動に積極的に参画し、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

イ 安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

(4) 文化財の災害防止対策

市は、災害から文化財を守るため、指定建築物への防災設備装置の普及を図る。

3 ライフライン等の耐震対策

都市の地下には上下水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網目のように整備されている。震災時、これらの施設は、被害を受ける都市生活機能を麻痺させるばかりでなく、応急対策を実施する上での大きな支障となっていく要因となる。

このため、各施設の耐震性の強化を図り、地震に強いライフラインづくりを推進する。

(1) 水道施設の耐震対策

ア 耐震化の指標作成

三芳水道企業団は、水道施設の耐震化について、目標年度等を定め、事業の推進を図る。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、補強又は更新を推進する。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を図る。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも市民に水を供給できる機能を持つ水道の整備を推進する。

オ 水道事業体の施設整備計画

- (ア) 石綿セメント管の更新
- (イ) 緊急時給水拠点の確保
- (ウ) 緊急遮断弁の設置
- (エ) 緊急連絡管の整備
- (オ) 施設の耐震化対策

(2) 下水道施設の安全確保整備

処理場内の重要施設については、耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し機能の充実を図るべく、補修の容易な構造や復旧対策に重点を置いた整備を図るとともに、地震時においても下水道の有すべき処理機能が確保されるよう整備を図る。

また、施設の維持管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能維持に努める。

(3) 電気施設の安全確保整備

ア 現況

建物については建築基準法、土木工作物についてはダム設計基準等の基準水平震度が災害予防計画目標とされ、その他の設備については構造種別や重要度に応じた設計が行われており、今後も電気施設の適切な維持管理に努める。

イ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定められる技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

ウ 無電柱化の推進

市では、基本方針、整備路線、期間等を定めた「館山市無電柱化推進計画」（令和5年7月）を策定した。

同計画に基づき、無電柱化を推進し、安全・安心なまちづくりを目指すこととする。

(4) 通信施設の安全確保整備

建物については、建築基準法による耐震設計が行われており、その他の設備については構造種別や重要度に応じ耐震性を強化している。

震度5弱以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

(5) ガス施設の安全確保整備

設備及び施設の設計は、各種の法令・基準等に基づいており、また、各施設の安全化のための対策が行われている。今後もガス施設の安全確保のため、適切な維持管理に努める。

4 道路及び橋梁等の防災計画

市は、県など関係機関と連携し、道路災害の防止及び災害時の緊急輸送確保の観点から、地域の実情に応じた道路及び橋梁等の整備に努める。

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、市は、県や関係機関と連携し、耐震対策や安全確保対策を講じるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁や法面对策等耐震対策を最優先に実施していく。また、一般道路の崩落等の危険性のある法面についても、安全対策を実施していく。

(2) 橋梁の耐震対策

橋梁については、平成8年11月1日付けで建設省（国土交通省）から通知があり、改訂された道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。

5 港湾施設の安全化

本市には、地方港湾の「館山港」があり、産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている。港湾の管理・運営は県が行っており、平成22年4月に、地域観光ネットワークの海側の玄関口として、旅客船等が着船できる多目的栈橋が供用開始された。

また、南房総エリアの緊急物資輸送拠点として、水深5.5mの耐震強化岸壁が整備されている。

港湾は、大規模地震時に、市民等の避難や緊急物資等の輸送に重要な役割を果たす必要があり、今後も災害に強く安全な港湾を目指し、県に対し館山港の耐震岸壁、荷捌き地、緊急避難・待機広場等の施設整備を要請する。

館山港の概要

港格・港域面積	港湾の特性
地方港湾 700ha	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に13港ある特定地域振興重要港湾の一つとして選定され、多目的栈橋も整備されたことから、南房総地域の観光レクリエーション振興のための重要な拠点として期待されている。 ・地場産業のためのコンクリート骨材の移入等を行っている。

資料：千葉県HP

館山港の耐震強化岸壁の概要

施設名	対象船舶※	水深 (m)	バース数	延長 (m)
館山港宮城地区 第1岸壁	2000D/w	5.5	1	90

※D/w：重量トン 資料：県計画

6 危険物施設等の安全化

(1) 少量危険物施設の防災体制

安房郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、次の対策を実施するよう消防本部を通して指導し、地震時の災害を防止する。

- ア 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- イ 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。
- ウ タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- エ 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- オ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 液化石油ガス保安体制

液化石油ガス、特にLPガスに関する知識の普及徹底を図るとともに、市民及び販売業者による自主的な保安活動を促進し、公共の安全を確保する。

- ア 消防機関は、販売所に設置されている消防用設備等について指導する。
- イ 消防機関は、施設の実態把握及び災害予防活動の推進に努める。
- ウ 販売事業者は、LPガスに関する防災知識の普及徹底を図る。
- エ 販売事業者は、各家庭における容器の転倒防止あるいは転落防止等の励行を推進し、もって地震火災等の防止に努める。

第6節 液状化災害予防対策

地震が発生した場合、液状化現象による道路の寸断や建物の倒壊等、大きな被害が発生するおそれがある。この計画は、地震に伴う地盤の液状化による災害の予防や被害の軽減を図るために定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課、農水産課、建設課、都市計画課、下水道室 [事務組合等]：三芳水道企業団
------	---

1 地盤の液状化対策

地震発生時に液状化現象の発生が予想される地域においては、九都県市が実施した共同研究結果や千葉県東方沖地震（1987年）、阪神・淡路大震災（1995年）における現地調査結果等を踏まえ、液状化対策の検討を行う。

なお、液状化現象により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、九都県市での共同研究結果及び公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであるが、施設整備に当たっては、これらの工法の特徴等を考慮した対策を検討するものとする。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがあり、それぞれの工法の概要は次のとおりである。

ア 地盤改良工法

- (ア) 締め固めた砂杭、又は振動、衝撃等で密度を大きくすることにより地盤強度を上げる締め固め工法
- (イ) 地盤内に透水性の非常に良い砕石等のパイルの打設、又はポリエチレン性の円筒形ドレーン等を設置することによって、過剰間隙水圧の消散を早める過剰水圧消散工法
- (ウ) 地盤内にセメント等の安定剤を攪拌混合し、地盤を固結させる固結工法
- (エ) 砕石などのような液状化しない材料で地盤を置き換える置換工法
- (オ) 盛土等によるプレロードで地盤を過圧密状態にして地盤強度を大きくするプレロード工法

イ 構造物で対処する工法

- (ア) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- (イ) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど既設構造物の耐力を増す工法等
- (ウ) シートパイル、杭等で基礎工を強化する工法

(2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては、建築物に施す対策工法と地盤改良工法の2つに大別され、それぞれの工法の概要は次のとおりである。

ア 建築物に施す対策工法

- (ア) 木造建築物

- a 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- b アンカーボルトの適正施工
- c 上部構造部分の剛性を持たせる。
- d 荷重偏在となる建築計画を避ける。
- e 屋根などの重量を軽くする。

(イ) 鉄筋コンクリート造建築物

- a 支持杭基礎工法
- b 地階を設ける方法
- c 面的に広がりのある建築計画とする。
- d 地中橋梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める。

(ウ) コンクリートブロック塀

- a 法令等の技術基準を正しく履行する。
- b 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする。

イ 地盤改良工法

前頁（1）土木施設構造物 ア 地盤改良工法に同じ。

(3) 地下埋設物（上下水道、工業用水道施設）

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法の2つに大別され、それぞれの工法の概要は次のとおりである。

ア 地下埋設管路の対策工法

(ア) 既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、既設管の取替えと補強措置の促進、地盤改良対策の推進を図る。

(イ) 新設管の耐震化

良質地盤の選定やダクタイル铸铁管・鋼管等の材質で耐震性の継ぎ手の採用など管路の耐震性向上に努める。

(ウ) 管路計画の策定

管路のループ化や複数系統化、幹線管路の相互連絡、事業者間の相互連絡施設の充実などバックアップの確立を図る。

イ 地盤改良工法

前頁（1）土木施設構造物 ア 地盤改良工法に同じ。

2 液状化対策の推進

道路・橋梁等の公共施設や上下水道施設等のライフラインについては、その機能の維持や早期復旧が、市民生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい又は液状化に強い施設づくりを推進する。

また、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

(1) 港湾施設

地震に強い港湾を目指し、水深 10m以上の大型岸壁（直轄施行）について

は順次、液状化対策を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し、液状化対策を実施する。

(2) 港湾海岸

地震に強い港湾海岸を目指し、海岸保全施設の新設及び老朽化並びに高質化に伴う改良等において液状化対策を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し液状化対策を実施する。

(3) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、地盤の改良等に努める。

(4) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地盤の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の液状化対策など耐震対策に努める。

(5) 上下水道施設

重要施設の建設に当たっては、必要な液状化対策を適切に実施する。

(6) 建築物

建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策の知識の普及・啓発に努める。

3 液状化に関する情報の周知

市は、県が作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、市民にわかりやすく広報・周知し、市民に対し液状化に関する知識の普及に努める。

4 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断等により、生活に支障をきたす状況となる。特に、要配慮者が在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することも考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組を促進する。

第7節 土砂災害予防対策

この計画は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、土砂災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、農水産課、建設課

1 危険箇所の調査・把握

本市の丘陵は、豊房・神余地区を中心に連たんしているが、山あしが緩やかで平坦なところが多く、過去において山崩れ・地すべり等土砂災害の発生は少ない。

しかしながら、宅地開発及び土砂の採取により形態が変化してきているため、山崩れ、地すべり等誘発危険区域の調査点検を実施し、土砂災害の防止に努める。

[資料 4-1]土砂災害危険箇所等一覧（資料編 28 頁）

市は、安房土木事務所と連携し、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の手続き（調査把握）を推進するものとする。

2 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

本市において、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）は、539 か所（令和6年1月現在）、土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）も530 か所指定されている。

ア 土砂災害警戒区域の指定

「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」は、土砂災害のおそれのある区域について、知事が市長の意見を聞いた上で指定する。

イ 土砂災害特別警戒区域の指定

「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」は、建物が破壊され、市民に大きな被害が生ずるおそれがある区域について、知事が市長の意見を聞いた上で指定する。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、主として次の事項に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて必要な支援を行うものとする。

ア 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

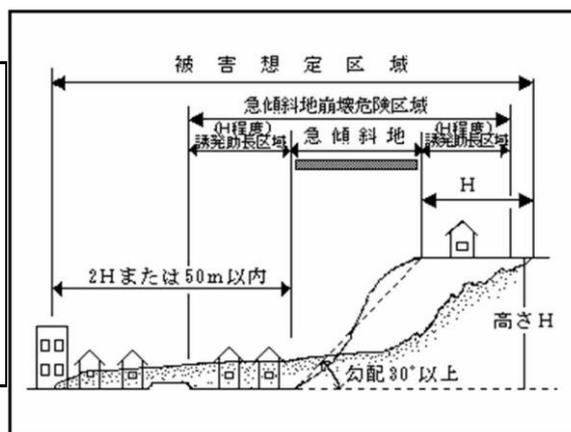
県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、市町村と協議の上、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

市は、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、県と協議の上、区域指定の促進を図る。

急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



(2) 防止工事の実施

市は、急傾斜地崩壊危険区域内において行う防止工事について、県費助成を受け、災害の未然防止に努めるものとする。

4 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

本市には、数は多くはないものの、土石流危険渓流が点在している。

これらの渓流について、県は、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。

5 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

本市においては、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が指定されている。

県では、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の調査を実施している。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

この計画は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制に対する円滑な情報伝達、避難及び救助体制について定めるものである。	
関係部課	[本庁]：企画課、危機管理課、社会福祉課、健康課、高齢者福祉課、こども課、市民課

1 避難行動要支援者に対する対応

市は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援に努める。

(1) 個別避難計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、市は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の範囲

市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 市は、日常業務の中で、住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。

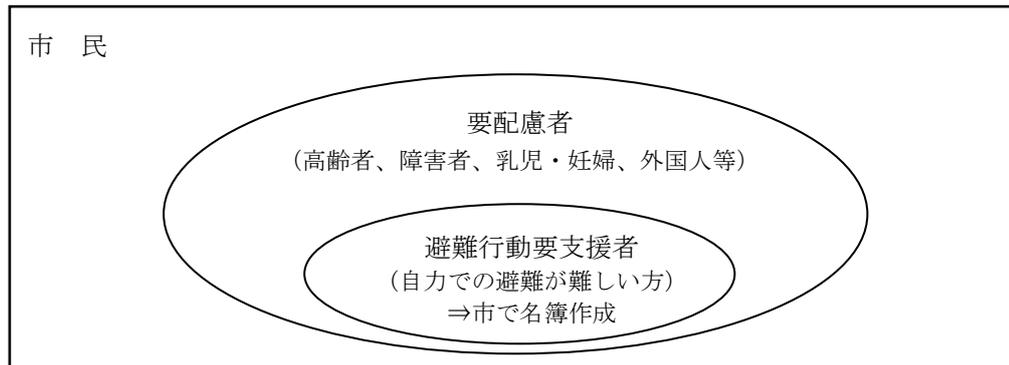
また、平常時から要配慮者と接している市の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(エ) 県は、市から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市への情報提供に努める。

要配慮者及び避難行動要支援者のイメージ



イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

- a 市は、市地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。
- b 要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。
 - ・警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - ・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - ・避難行動を取る上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

避難行動要支援者名簿への記載事項

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居住
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援を必要とする事由
- ・前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めるもの

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携等により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体

でも最新の情報を保管する。

(エ) 情報セキュリティ

- a 名簿情報の漏えい防止措置について、市は避難支援プラン全体計画に定める他、館山市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱う。
- b 名簿は紙媒体で管理し、施錠可能な保管庫に保管する。電子媒体で管理する場合は、パスワード等のセキュリティを講じるものとする。
- c 避難支援協力員に対しては、災害対策基本法に基づき避難支援協力員個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明し、施錠可能な場所への避難行動要支援者の名簿を保管するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、必要以上に複製しないよう指導する。

ウ 避難支援協力員への平常時からの名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援協力員に提供され、共有されていることで、災害時に円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、あらかじめ避難支援の実施に必要な限度で避難支援協力員に名簿情報を提供し共有する。

(ア) 避難支援協力員の範囲

市では、災害が発生した際に、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、指定避難所での生活支援等に携わる関係者及び関係機関を「避難支援協力員」として位置付け、次のような関係者等を避難支援協力員とする。

避難支援協力員

町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、保健推進員、消防機関、消防団、社会福祉協議会、周辺住民、避難行動要支援者の避難支援に必要と認める者

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の情報に更新するよう努める。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援協力員間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援協力員に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援協力員に周知する。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

市は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

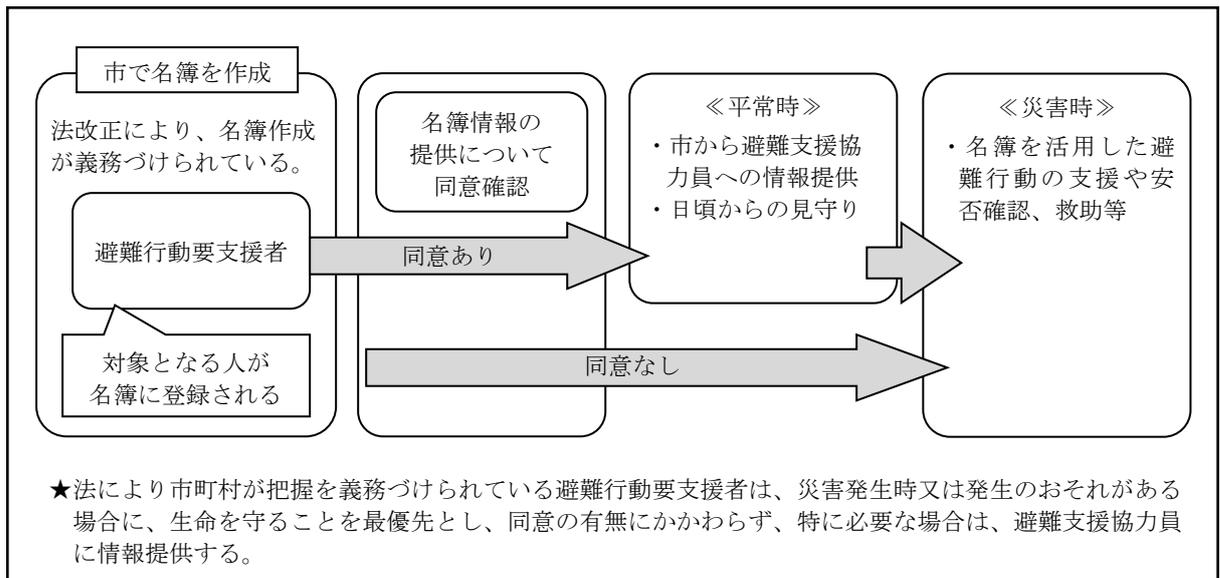
(エ) 市における情報の適正管理

市は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

個別計画に記載する事項

- ・名簿情報
- ・災害時に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うに当たっての留意点
- ・避難支援の方法や指定緊急避難場所、避難経路
- ・本人不在で連絡が取れない時の対応 等

避難行動要支援者名簿のイメージ



イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市の条例に特別の定めのある場合を除く）、地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ 県は、市における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

2 要配慮者全般に対する対応

(1) 支援体制の整備

市では、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針」（平成25年8月）及び県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避

難支援の手引き（平成 28 年 3 月）」を参考として、「館山市要配慮者避難支援プラン全体計画」（以下、「避難支援プラン全体計画」という。）を定め、避難支援体制の整備に努めるとともに、本計画及び避難支援プラン全体計画により災害時における要配慮者の安全確保に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるものとする。

(2) 避難指示等の情報伝達

市は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(4) 避難施設等の整備及び周知

ア 市は、指定避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

イ 市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

ウ 要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、児童遊具、ミルク、哺乳びん等の乳児用備品及び妊産婦用備品、授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品等は、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

エ 市は、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」等を参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(6) 避難計画

ア 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

(ア) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のお

そのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

- (イ) 危険な場所には、標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- (ウ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。
- (エ) 状況により、老幼病者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は舟艇による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- (オ) 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- (カ) 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- (キ) 要配慮者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

イ 避難順位

避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 介護を要する高齢者及び障害者
 - (イ) 病弱者
 - (ウ) 乳幼児及びその母親・妊婦
 - (エ) 高齢者・障害者
 - (オ) 児童・生徒

ウ 避難後の対応

- (ア) 市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に指定緊急避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。また、このため、平素より入所可能状況等の把握に努めるとともに、入所体制の整備を図る。
 - (イ) 応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討していく。
 - (ウ) 災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び指定避難所において社会福祉士・介護福祉士・児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。
 - a 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
 - b 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

エ 避難支援協力員の安全確保

避難支援協力員は、自身又はその家族の生命、身体の安全を守ることが大前提となることから、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとする。

また、避難行動要支援者及びその家族に対し、避難行動要支援者名簿の活用や意義等について説明し、避難支援協力員が全力で助けようとしても、助

けられない可能性もあることを理解してもらおう。

(7) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(8) 広域避難者への対応

市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

ア 組織体制の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、市民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

イ 具体的な計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(3) 防災学習・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災学習を実施する。

また、施設職員や入所者が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

4 外国人に対する防災対策

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分できず、避難行動に支援を受けられない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 指定緊急避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 指定避難所等における対応

市は、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、県の指導を得ながら、通訳者の確保、通訳ボランティアの確保に努める。

また市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び県の「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、指定避難所等の整備に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

この計画は、災害時において通信連絡が迅速・的確に行えるよう、通信体制の明確化及び通信設備の維持整備を図るとともに、適切な運用を図るために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課

1 災害通信網の整備

市は、市役所4号館に防災行政無線の固定局並びに移動局の基地局を置き、気象の予警報及び災害発生時における市民への情報の伝達・収集を速やかに行う。

2 災害通信施設の整備

市は、民間企業、報道機関、市民、事業者等からの災害関連情報等の収集や市民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、インターネットメール、市防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。

また、市は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

(1) 防災行政無線設備の整備

防災行政無線については、平成19年度から防災行政無線をデジタル化し、双方向通信を可能とするなど、防災行政無線の高度化を図っている。

また、平成20年度からは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線を接続し、緊急情報が伝達された際には、自動起動により瞬時に放送できる体制を整備している。

市は、防災行政無線のさらなる機能強化を図るため、次の取組みを実施し、維持管理に努めるとともに、さらなる強化を図る。

ア 固定局

(ア) 津波による浸水のおそれがある区域（内湾海拔5m、外房海拔10m）の居住者や海水浴客等の迅速な避難誘導のために屋外拡声子局を設置するとともに、内陸部にも市からの情報伝達のために屋外拡声子局の維持管理に努める。

(イ) 各自主防災会長（町内会長）宅及び公共施設に戸別受信機を設置し、屋外拡声子局の補完を図る。

イ 移動局

被災地の情報収集のため、各地区指定避難所に無線担当を配置し、災害対策本部と交信するための移動系無線設備を用意する。また、防災関係機関、市出先機関へも設置し、災害情報の収集や発災後の救助活動の推進に活用する。

[資料6-2] 館山市防災行政無線整備状況（資料編 48頁）

3 県防災行政無線・県防災情報システムの活用

市は、災害発生時に、県防災行政無線及び県防災情報システムを活用し、災害関連情報を速やかに入手・収集する体制や県及び防災関係機関との災害時情報連絡体制を構築しておく。

4 消防無線施設の利用

市は、電話等の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部（情報通信室）の消防無線電話基地局を利用するものとし、あらかじめ利用に関する協議をしておく。

5 県警察における災害通信網の整備

警察通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して、整備している。市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。

6 通信事業者における災害通信施設等の整備

(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

東日本電信電話(株)千葉事業部では、千葉事業部災害対策実施細則が制定されており、日常の準備体制、災害発生を予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置が定められている。

(2) (株)NTTドコモ千葉支店

(株)NTTドコモ千葉支店では、千葉支店災害対策実施要領が制定されており、災害に備えた平素からの対策、及び災害が発生し又は発生するおそれがある場合の措置が定められている。

(3) KDDI事業所等

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。なお、主要設備については予備電源を設置している。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

(5) 楽天モバイル(株)

楽天モバイル(株)では、電気通信サービスへの被害の防止・軽減を図るため、電気通信設備と建物を含む附帯設備については、耐震、耐火、耐水、耐雪等を備えた防災設計としており、それら設備は、複数拠点化され、設備間をつなぐ通信網についても冗長性を高める等、ネットワーク強靱化に継続的に取り組んでいる。

7 非常通信体制の整備強化

市は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備拡充に努める。

(1) 市の取組み

ア 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と、防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備充実に努める。

イ 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。また、関東地方非常通信協議会への加入促進を図る。

(2) 関東地方非常通信協議会の活動

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。

当該協議会は平素から、

ア 非常通信の運用の計画及び実施

イ 非常通信の訓練の計画及び実施

ウ 非常通信に関する研究

等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

8 アマチュア無線の活用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、交通通信確保又は秩序維持のため必要と認めるときは、市内在住のアマチュア無線局に対し、非常通信の協力を依頼するものとする。

9 その他通信網の整備

(1) 市は、災害情報を一元的に管理し、館山市安全・安心メール、緊急速報メール（エリアメール）、データ放送やワンセグ、スマートフォン、災害情報共有システム（Lアラート）等の多様なメディアを活用し、市防災行政無線を補完し、より確実に災害情報等を市民に伝達する体制を整備する。

(2) 長期停電時を考慮した情報伝達手段の確保

市は、停電が長期にわたった場合等を考慮し、災害による長期停電時あるいは計画停電時における情報伝達手段を検討し、非常用電源の確保や伝令、回覧など、電気がなくとも使用できる代替伝達の整備等に努める。

第 10 節 備蓄・物流計画

この計画は、災害時に市民等の生命や財産を守るため、物資の備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図り、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を速やかに供給するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

市は、県の「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成 24 年 8 月策定）に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄意識の高揚

市は、備蓄する食料や飲料水が「最低 3 日、推奨 1 週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

ア 家庭における備蓄

(ア) 発災初期段階には、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高く、また、市からの物資がすぐには届かないこと等も想定されるため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、飲料水や食料等避難生活に必要となる物資の 3 日以上分の備蓄に努める。

(イ) 高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びんなどの物資は、介護者等がその確保に努める。また、アレルギーをもつ家族等がいる場合等については、食物アレルギーに対応した食料品の確保等に努める。

【家庭における非常持出袋の準備】

飲料水や食料、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、貴重品などを入れた非常持出袋を、すぐに持ち出せるように準備しておくよう努めることも重要。

イ 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の 3 日以上分の飲料水や食料、生活必需物資の備蓄に努める。

なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

(2) 備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料、生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、

様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 備蓄体制

- (ア) 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、簡易トイレ、携帯トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、その他生活必需物資や感染症対策を含む指定避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとし、過去の災害、地域特性等も考慮した上で、市民が指定避難所に持参する物資や民間協定事業者等からの調達を含めて、発災から3日間に必要とする物資を賄うことができるような備蓄目標をたて、計画的な備蓄を進める。
- (イ) 過去の災害を踏まえ、要配慮者や女性、子供（特に乳幼児）の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、アレルギー物質を含まない食料品とするなどの配慮に努める。
- (ウ) 災害時の輸送を最小限に抑えるよう指定避難所等への分散備蓄の推進や、民間物流事業者の協力を視野に入れた備蓄拠点から各指定避難所への輸送体制の構築など、被災者への物資の迅速な提供を目的とした体制整備に努める。
- (エ) 被災者支援を想定した備蓄のほか、3日分を想定した災害対応職員用の食料や飲料水の備蓄に努める。
- (オ) 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

イ 調達体制

- (ア) 消費期限が短い、保管に広い場所が必要になるなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。
 - (イ) 災害発生時に物資の速やかな調達を可能にするため、関係事業者等との優先的物資供給に係る協定締結に努める。なお、大規模災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努めるものとする。
- (3) 備蓄倉庫の整備
- 市は、災害時における食料や資機材を備蓄するため、防災用備蓄倉庫を設置する。
- (4) 備蓄物資の計画的管理
- 食料・飲料水など明確な使用期限が設定されているものについては、備蓄倉庫内における保管場所等を含め計画的な管理に努め、円滑な更新ができるよう配慮するものとする。
- 特に、使用期限が1年を切ったもの等については、防災訓練での定期的な活用の方法をあらかじめ定めておくなど、期限切れの不用品とならないよう工夫する。

2 帰宅困難者支援に係る備蓄

市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

3 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国、県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市は、平時から体制を整備するものとする。

(1) 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を指定避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや指定避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、市民団体等と連携するなどの体制を整備する。

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

(2) 備蓄情報の共有化

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、県内13か所に分散備蓄している。

市は、物資調達・輸送調整等支援システムの中の「備蓄物資ページ」により、県、他の市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。

第 11 節 防災施設の整備

この計画は、災害時を想定して防災拠点施設や避難施設、避難路等の的確な整備を図るために定めるものである。

関係部課 [本庁]：危機管理課、建設課、教育委員会

1 防災拠点施設等の整備

- (1) 市は、市庁舎 4 号館を災害対策本部の設置場所として指定しており、防災拠点施設として、災害対応に必要な機能の整備拡充を図る。
- (2) コミュニティセンターを災害時の指定緊急避難場所として指定する。
- (3) 館山市学校給食センターは、災害時の食料供給のための協力施設となっていることから、食料供給拠点として必要な調理設備や非常用電源の整備、食料の備蓄等を推進する。

2 避難施設の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和 4 年 4 月改定）、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定避難所等の選定を行う。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

- (ア) 災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。
- (イ) 指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。
- (ウ) 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- (エ) 津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。
- (オ) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。
- (カ) 指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに

公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

(ア) 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(イ) 特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 誘導標識の設置

(ア) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(イ) 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

(ア) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

(イ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ウ) 指定避難所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

指定避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

(ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(イ) 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

(ウ) 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

(エ) 指定避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

- (オ) 指定避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (カ) 一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。
- (キ) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (ク) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (ケ) 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (コ) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (サ) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で、事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める
- (シ) 施設において、受水槽を有する場合は、非常用給水栓の設置に努める。
- (ス) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症発生が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。
- (セ) 市は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(3) 避難路の整備

市は、指定緊急避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(4) ヘリコプター緊急離着陸場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプタ

一を有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市は地域防災計画に位置付ける。

特に、使用の際に混乱が予想される指定緊急避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、指定緊急避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

第 12 節 帰宅困難者等対策

この計画は、災害時における帰宅困難者の安全を確保し、安心して帰路につけるよう、情報伝達や避難誘導等の安全対策について定めるものである。

関係部課	[本庁]企画課、危機管理課、建設課、教育委員会
------	-------------------------

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書」では、千葉県北西部直下地震の発生により、館山市内での帰宅困難者（市民以外を含む）は最大約 5,400 人と予想されている。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、市は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板（web171）、J-anpi、ツイッター・Facebook 等の SNS、IP 電話等、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけや地震情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、主体的に提供していく。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、

ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討する。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布等の備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

ア 一時滞在施設の開設

市は、交通機関の停止による大量の帰宅困難者の発生に備え、関係機関と協議・調整し、一時滞在施設の指定を進める。

その上で市は、必要が生じた場合には、あらかじめ指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市は、必要な場合に、区域内の民間施設管理者に対して一時滞在施設開設の要請を行うものとし、あらかじめ、当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結しておく。

なお、市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

[資料 7-1 5] 帰宅困難者一時滞在施設 (資料編 58 頁)

イ 一時滞在施設への案内・誘導

大規模集客施設や駅で保護された利用客については、原則、各管理者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内・誘導する。

ウ 一時滞在施設の運営

一時滞在施設の管理者は、あらかじめ定めた手順により、帰宅困難者等を受け入れる。また、施設の運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧情報等の情報を提供する。

(2) 一時滞在者への情報提供

大規模集客施設や駅等の管理者は、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等をもとに、一時滞在者に対し、災害の状況や交通機関の復旧状況、飲料水・食料等の供給等の情報を提供する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

県及び市町村は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

第 13 節 防災体制の整備

この計画は、大規模な地震や津波災害が発生し、市役所機能が低下する中にあっても、適切な業務執行を行い、市民生活への影響を最小限にすることを目的として定めるものである。

関係部課 [本庁]企画課、総務課

1 市の防災体制の整備

(1) 日ごろからの危機管理意識の醸成

市は、災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

(2) 県、市及び防災関係機関との連携の強化

県、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

2 業務継続計画の策定

(1) 業務継続計画の策定

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(2) 策定に係る重要 6 要素

市は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に次の重要 6 要素（11 項目）について定めておくものとする。

ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

○市長不在時の代行順位を定めておく

○休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

○災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく

ウ 電気・水・食料等の確保

○災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台

数を具体的に定めておく

○非常用発電機に必要な燃料の備蓄量を具体的に定めておく（72時間は外部からの供給なしに稼働できるよう燃料等を備蓄するとともに、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）

○職員のために必要な水・食料等の備蓄量を具体的に定めておく

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

○災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく

オ 重要な行政データのバックアップ

○業務の遂行に必要となる重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく

カ 非常時優先業務の整理

○大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく

○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく

○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受入に関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務 など）を定めておく